
参考資料

1. 付属資料
 - I. 人口
 - II. 基本計画と SDGs の関係
 - III. 第3次鎌倉市総合計画
 - 第4期基本計画策定に係るアンケート調査
2. 第4期基本計画の策定過程
 - I. 第4期基本計画策定方針
 - II. 第3期基本計画における外部評価を踏まえた
総括評価と提言
 - III. 第4期基本計画策定に係る市民対話
 - IV. 鎌倉市総合計画審議会の審議経過
 - V. 第4期基本計画策定経過一覧
 - VI. 議決証明（抄）
3. 根拠法令等
 - I. 鎌倉市総合計画条例
 - II. 鎌倉市総合計画審議会規則
 - III. 鎌倉市総合計画策定委員会設置要綱

1. 付属資料

I. 人口

(1) はじめに

基本計画策定の基礎データとして算出した、今後 40 年間（令和 2 年（2020 年）から令和 42 年（2060 年）まで）の「人口推計」、「地域別推計」及び「世帯推計」の結果を示します。

(2) 基本推計と目標推計

① 推計方法

推計は「基本推計」と「目標推計」の 2 つのパターンで算出しています。

「基本推計」は、本市を取り巻く社会環境に大きな変化がなく、現在の動向のまま人口が推移した場合に見込まれる推計です。

一方、「目標推計」は、本基本計画第 1 章の基礎条件「1. 人口」の基本方針を踏まえ、基本計画に位置づけた施策の推進により、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」を緩やかにするとともに、本市への転入者数が本市からの転出者数を上回る「社会増（転入超過）」を活性化し続けることで達成される推計です。第 4 期基本計画では、各施策の推進により、今後、人口減少が見込まれる中で、雇用の創出とともに、出産・子育てと仕事の両立の支援を進め、鎌倉で働き、暮らすという新しいライフスタイルを定着させ、特に若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転出抑制と転入促進を促し、深沢地域の開発事業なども通じて、継続的な社会移動の活性化を目指し、また、子育てしやすい環境を整えることで、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、年齢構成バランスに配慮しながら自然減を緩やかにしていきます。

「基本推計」と「目標推計」の算出条件は、次項のとおりです。

① 基本推計

平成 27 年（2015 年）国勢調査を基準とし、自然増減や社会移動については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）推計）」の値を設定したもの。

② 目標推計

「基本推計」に加えて、今後進めていく深沢地域の開発を通じて、令和 12 年（2030 年）、令和 17 年（2035 年）に 1,250 人ずつ、合計 2,500 人が入居するとともに、子育て施策などを通じて、合計特殊出生率が令和 42 年（2060 年）に 1.73 まで上昇した場合を想定したもの。

なお、開発による人口の増加は、市外からの転入者だけでなく、市内の他地域からの転居者も想定し、性別・年齢階級別の転出入ならびに市内移動者の比率を用いている。

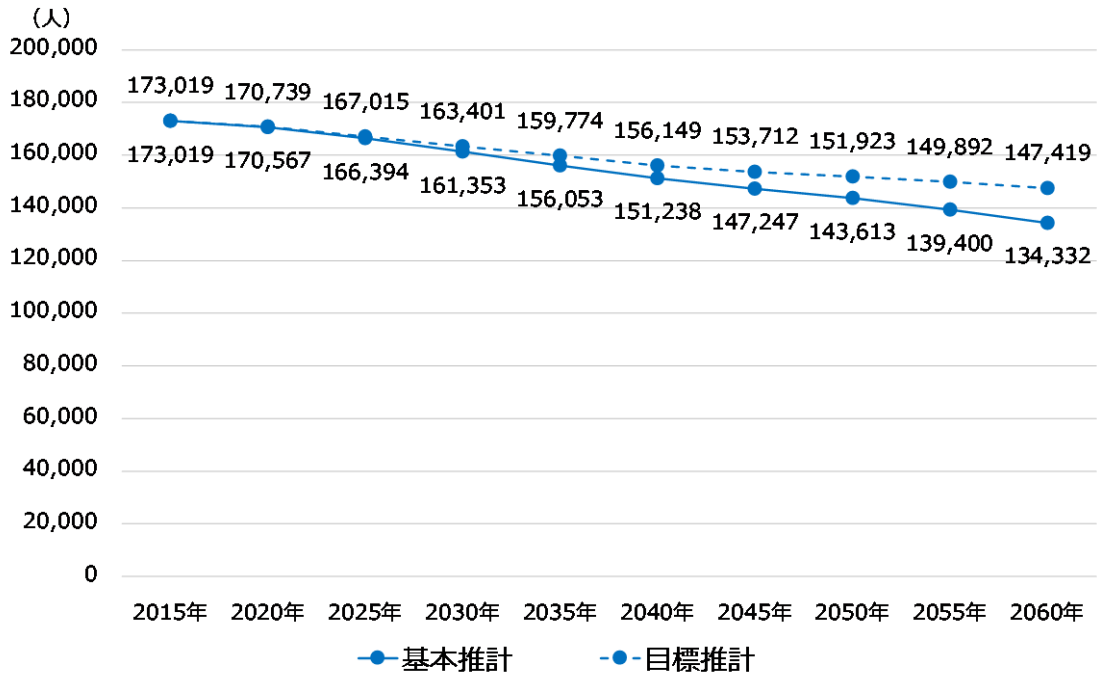
※なお、基準値を国勢調査としているため、推計結果は各年 10 月 1 日現在の値である。

② 人口の増減 一高齢化の進行と生産年齢人口の減少一

まず、本市の人口の推計結果を示します。

参考図表 1 は、本市の総人口の基本推計及び目標推計の結果です。

参考図表 1 総人口の基本推計及び目標推計



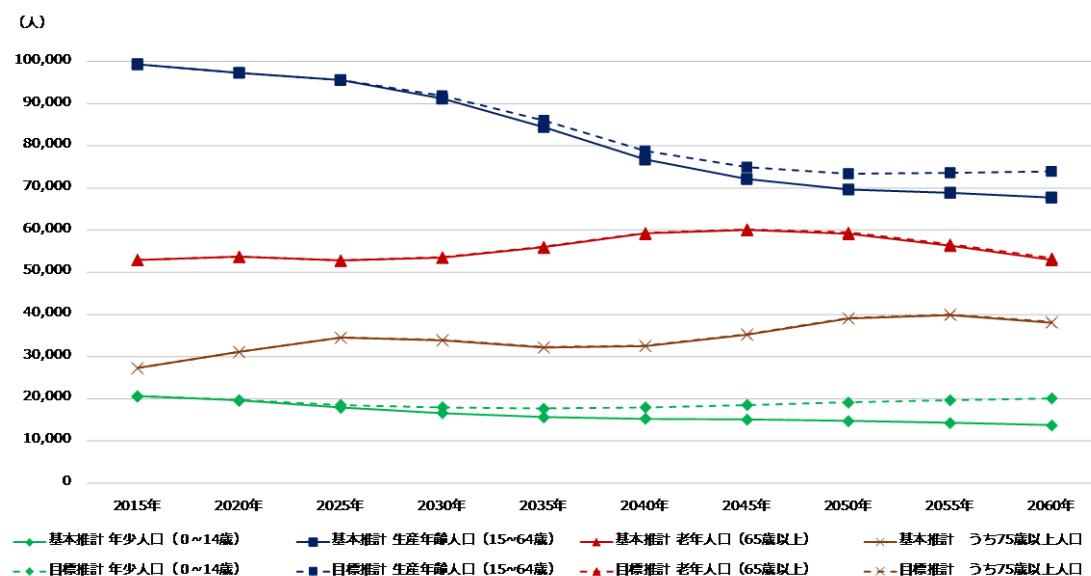
基本推計では、平成 27 年（2015 年）に約 17 万 3 千人であった総人口が、令和 42 年（2060 年）年に約 13 万 4 千人となります。

また、目標推計では、令和 42 年（2060 年）に約 14 万 7 千人となります。

基本推計、目標推計ともに、約 3 ～ 4 万人の人口減少が見込まれています。

参考図表 2、参考図表 3 は年齢区分別にみた総人口の推計結果です。

参考図表 2 年齢区分別 基本推計及び目標推計グラフ



参考図表 3 年齢区分別 基本推計及び目標推計表

(単位：人)		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
基本推計	総数	173,019	170,567	166,394	161,353	156,053	151,238	147,247	143,613	139,400	134,332
	年少人口（0～14歳）	20,635	19,570	17,899	16,601	15,621	15,267	15,051	14,734	14,266	13,712
	生産年齢人口（15～64歳）	99,406	97,268	95,670	91,215	84,496	76,766	72,186	69,698	68,827	67,721
	老年人口（65歳以上）	52,978	53,729	52,825	53,537	55,936	59,205	60,010	59,181	56,307	52,898
	うち75歳以上	27,292	31,101	34,513	33,886	32,161	32,528	35,178	39,042	39,828	38,019
目標推計	総数	173,019	170,739	167,015	163,401	159,774	156,149	153,712	151,923	149,892	147,419
	年少人口（0～14歳）	20,635	19,742	18,520	17,940	17,702	17,961	18,530	19,124	19,653	20,097
	生産年齢人口（15～64歳）	99,406	97,268	95,670	91,861	86,002	78,826	74,980	73,368	73,586	73,934
	老年人口（65歳以上）	52,978	53,729	52,825	53,600	56,070	59,363	60,201	59,430	56,652	53,389
	うち75歳以上	27,292	31,101	34,513	33,918	32,229	32,606	35,270	39,152	39,965	38,201

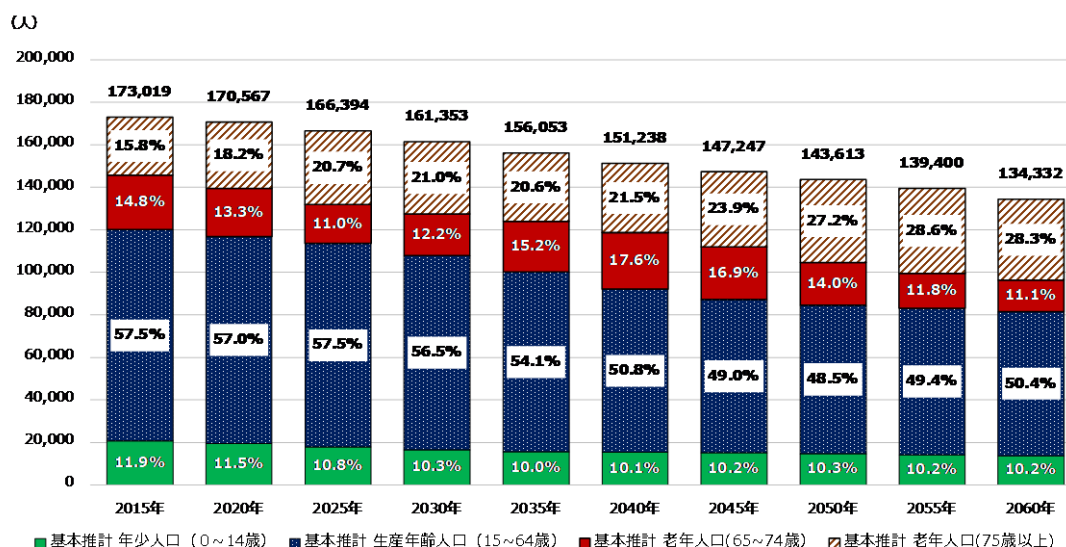
※小数点以下の処理の都合上、総数と年齢区分別の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

基本推計では、平成 27 年（2015 年）に比べ、令和 42 年（2060 年）には、年少人口（0～14 歳）が 6,923 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 31,685 人減少します。老年人口（65 歳以上）は、令和 27 年（2045 年）に 7,032 人増加し、その後減少に転じますが、75 歳以上の後期高齢者人口は、令和 42 年（2060 年）に 10,727 人増加します。

目標推計では、平成 27 年（2015 年）に比べ、令和 42 年（2060 年）には、年少人口（0～14 歳）が 538 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 25,472 人減少します。老年人口（65 歳以上）は 411 人増加し、75 歳以上の後期高齢者人口は 10,909 人増加します。

参考図表 4 は、基本推計における年齢区分別人口割合の結果です。

参考図表 4 年齢区分別人口割合（基本推計）

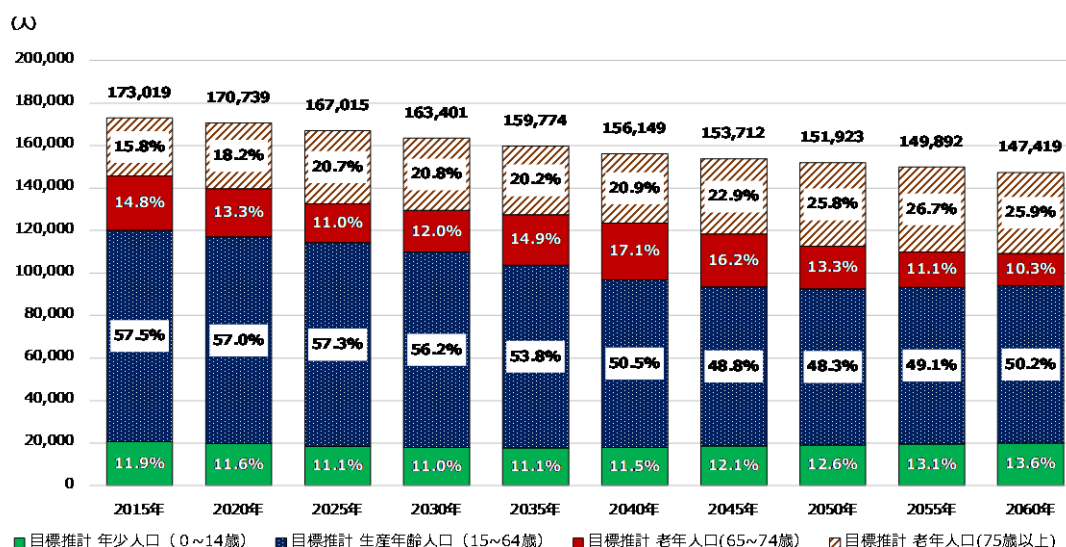


※小数点以下の処理の都合上、年齢区分別の割合の合計が表示上 100%にならない場合があります。

基本推計では、平成 27 年（2015 年）に比べ、令和 42 年（2060 年）には、年少人口（0～14 歳）の割合が 1.7%減、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 7.1%減となります。65 歳～74 歳の人口割合は令和 22 年（2040 年）に 2.8%増となり、その後減少に転じますが、75 歳以上の人口割合は、令和 42 年（2060 年）に 12.5%増となります。

参考図表 5 は、目標推計における年齢区分別人口割合の結果です。

参考図表 5 年齢区分別人口割合（目標推計）



※小数点以下の処理の都合上、年齢区分別の割合の合計が表示上 100%にならない場合があります。

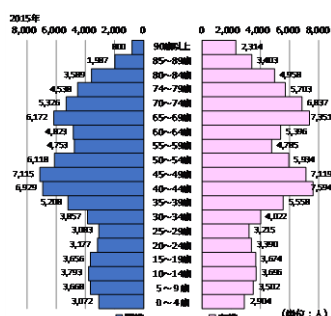
目標推計では、平成 27 年（2015 年）に比べ、令和 42 年（2060 年）には、年少人口（0～14 歳）の割合は 1.7%増となりますが、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は 7.3%減となります。65 歳～74 歳の人口割合は令和 22 年（2040 年）に 2.3%増となり、その後減少に転じますが、75 歳以上の人口割合は、令和 42 年（2060 年）に 10.1%増となります。

目標推計においては、年少人口（0～14 歳）の割合が増加しますが、生産年齢人口（15～64 歳）の減少する割合は、基本推計に比べ大きくなっています。

参考図表 6、参考図表 7 は性別・年齢階級別人口ピラミッドです。

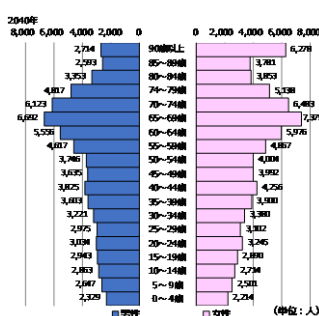
参考図表 6 性別・年齢 5 歳階級別人口ピラミッドの変化（基本推計）

<平成 27 年（2015 年）>



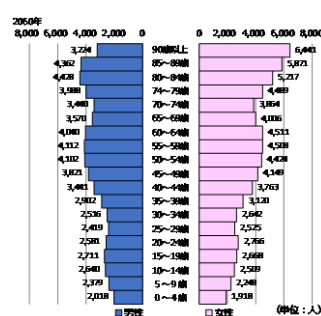
男性 81,664 人 女性 91,355 人

<令和 22 年（2040 年）>



男性 71,287 人 女性 79,951 人

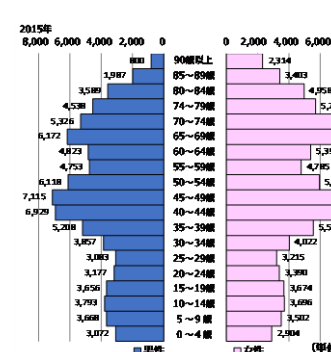
<令和 42 年（2060 年）>



男性 62,692 人 女性 71,639 人

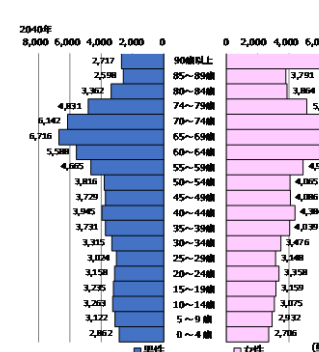
参考図表 7 性別・年齢 5 歳階級別人口ピラミッドの変化（目標推計）

<平成 27 年（2015 年）>



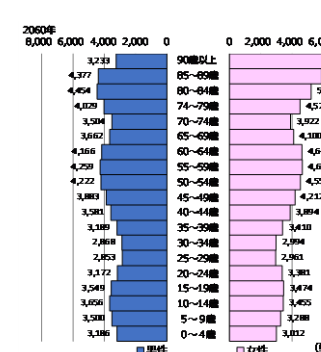
男性 81,664 人 女性 91,355 人

<令和 22 年（2040 年）>



男性 73,818 人 女性 82,332 人

<令和 42 年（2060 年）>



男性 69,342 人 女性 78,078 人

基本推計、目標推計いずれも高齢化が進行し、「釣鐘型」から「つぼ型」に変化することが見込まれます。特に、高齢女性の人口の増加が顕著にみられます。

目標推計では、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の減少を緩やかにすることを目指しますが、基本推計、目標推計いずれも老年人口（65 歳以上）ならびに 75 歳以上人口の高齢者は増加し、本市では今後 40 年間の少子高齢化の進行が見込まれます。

③ 地域別の人口 一年齢区分別の特徴一

次に、それぞれ異なる特徴を有する5地域別（鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域、玉縄地域）の推移を算出します。算出方法は次の通りです。

ア) 地域別基本推計：

平成27年（2015）年国勢調査における町丁字別人口を基準に5地域別人口を算出し、総人口の基本推計と同様の条件下で、地域別に算出したもの。

イ) 地域別目標推計：

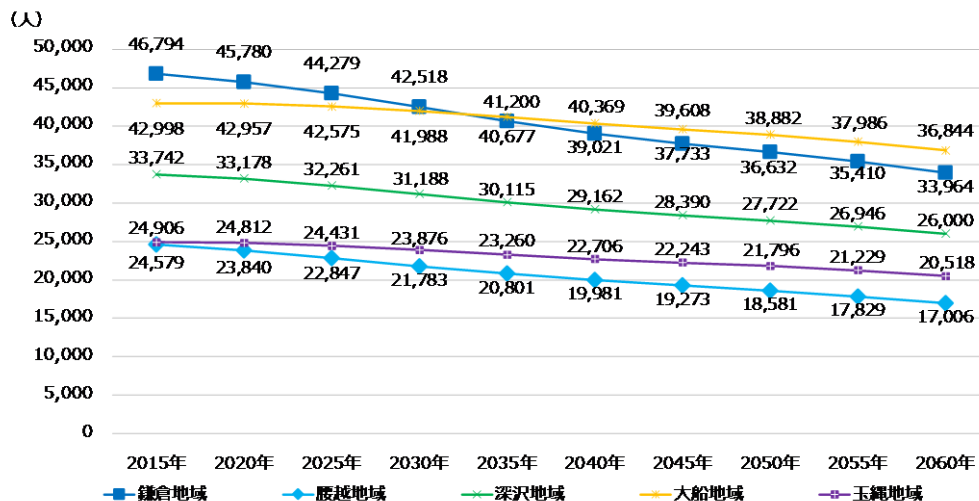
ア)に加えて、市全体の目標推計の条件を設定したもの。開発の影響による市外からの転入者はすべて深沢地域に転入するものとした。開発の影響による市内の各地域からの深沢地域への転居者数については、平成27年（2015）国勢調査における町丁字別人口を基準値とした上で、市全体の人口に対する各地域の人口の比率を求め、市内における転居者数の総数実績に対して、各地域の人口比率をかけあわせることにより算出した。

※なお、市全体の推計値との整合を図るため、市全体の推計値と地域別の人口比率から補正を行なった。

※また、小数点以下の表示の都合上、総数と年齢区分別の合計値が一致しない場合がある。

参考図表8は、地域別の基本推計結果です。

参考図表8 地域別人口総数の比較（基本推計）

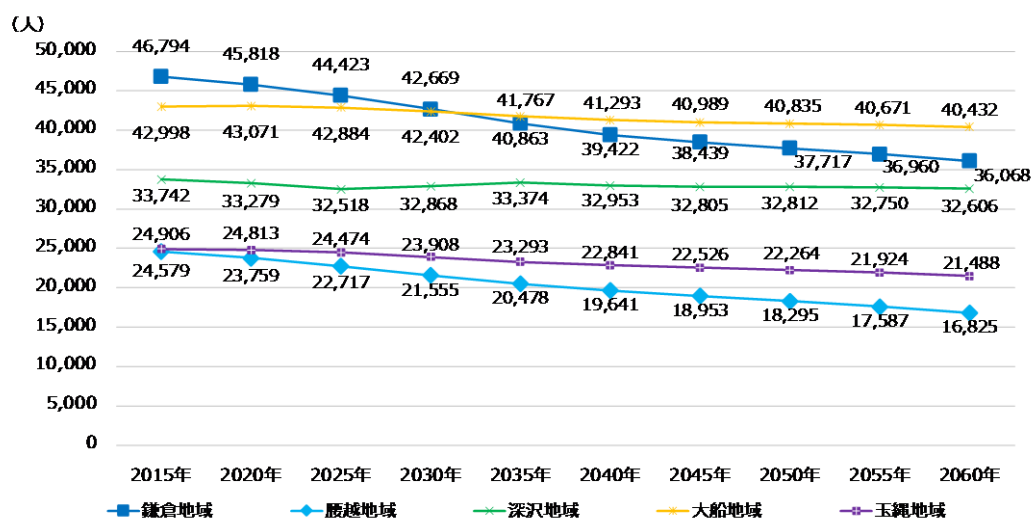


平成27年（2015年）には鎌倉地域の人口が最も多く、次いで大船地域ですが、令和17年（2035年）以降、大船地域が最も多くなります。

平成27年（2015年）に比べ、令和42年（2060年）の地域別の人口総数は、鎌倉地域では12,830人、腰越地域では7,573人、深沢地域では7,742人、大船地域では6,154人、玉縄地域では4,388人減少します。

参考図表 9 は、地域別の目標推計結果です。

参考図表 9 地域別人口総数の比較（目標推計）



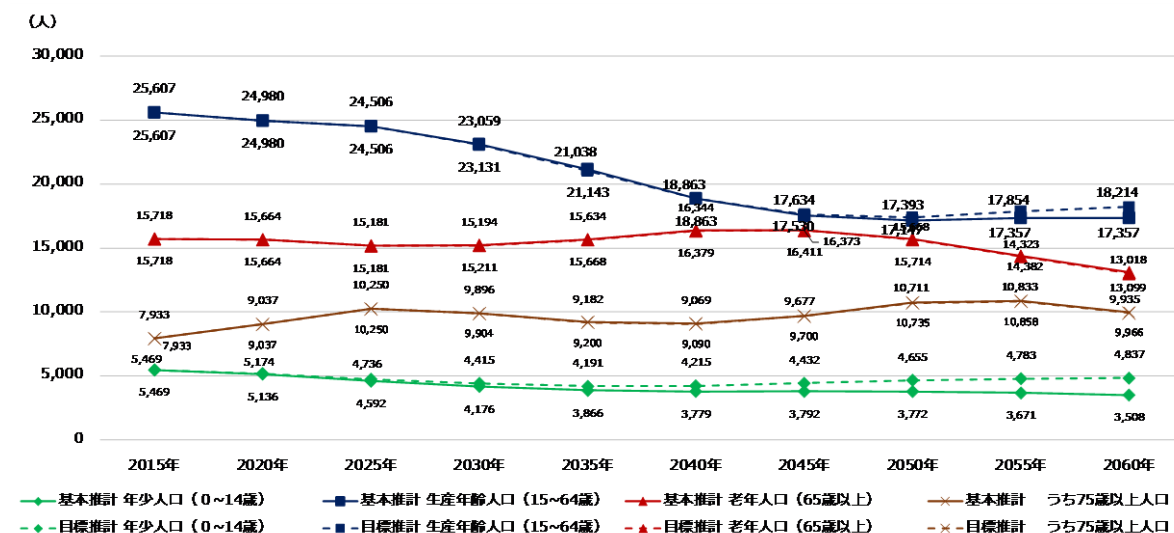
基本推計と同様に、平成 27 年（2015 年）には鎌倉地域が最も多く、次いで大船地域ですが、令和 17 年（2035 年）以降、大船地域が最も多くなります。

令和 42 年（2060 年）の総数をみると、平成 27 年（2015 年）に比べて、鎌倉地域では 10,726 人、腰越地域では 7,754 人、深沢地域では 1,136 人、大船地域では 2,566 人、玉縄地域では 3,418 人減少します。

【鎌倉地域】

参考図表 10、参考図表 11 は、鎌倉地域における年齢区分別の基本推計及び目標推計グラフです。

参考図表 10 年齢区分別 基本推計及び目標推計グラフ（鎌倉地域）



参考図表 11 年齢区分別 基本推計及び目標推計表（鎌倉地域）

鎌倉地域（単位：人）		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
基本推計	総数	46,794	45,780	44,279	42,518	40,677	39,021	37,733	36,632	35,410	33,964
	年少人口（0～14歳）	5,469	5,136	4,592	4,176	3,866	3,779	3,792	3,772	3,671	3,508
	生産年齢人口（15～64歳）	25,607	24,980	24,506	23,131	21,143	18,863	17,530	17,147	17,357	17,357
	老年人口（65歳以上）	15,718	15,664	15,181	15,211	15,668	16,379	16,411	15,714	14,382	13,099
	うち75歳以上	7,933	9,037	10,250	9,904	9,200	9,090	9,700	10,735	10,858	9,966
目標推計	総数	46,794	45,818	44,423	42,669	40,863	39,422	38,439	37,717	36,960	36,068
	年少人口（0～14歳）	5,469	5,174	4,736	4,415	4,191	4,215	4,432	4,655	4,783	4,837
	生産年齢人口（15～64歳）	25,607	24,980	24,506	23,059	21,038	18,863	17,634	17,393	17,854	18,214
	老年人口（65歳以上）	15,718	15,664	15,181	15,194	15,634	16,344	16,373	15,668	14,323	13,018
	うち75歳以上	7,933	9,037	10,250	9,896	9,182	9,069	9,677	10,711	10,833	9,935

※小数点以下の処理の都合上、総数と年齢区分別の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

鎌倉地域の人口は、平成 27 年（2015 年）に 46,794 人であったのに対し、令和 42 年（2060 年）には基本推計で 33,964 人、目標推計で 36,068 人に減少する見込みです。

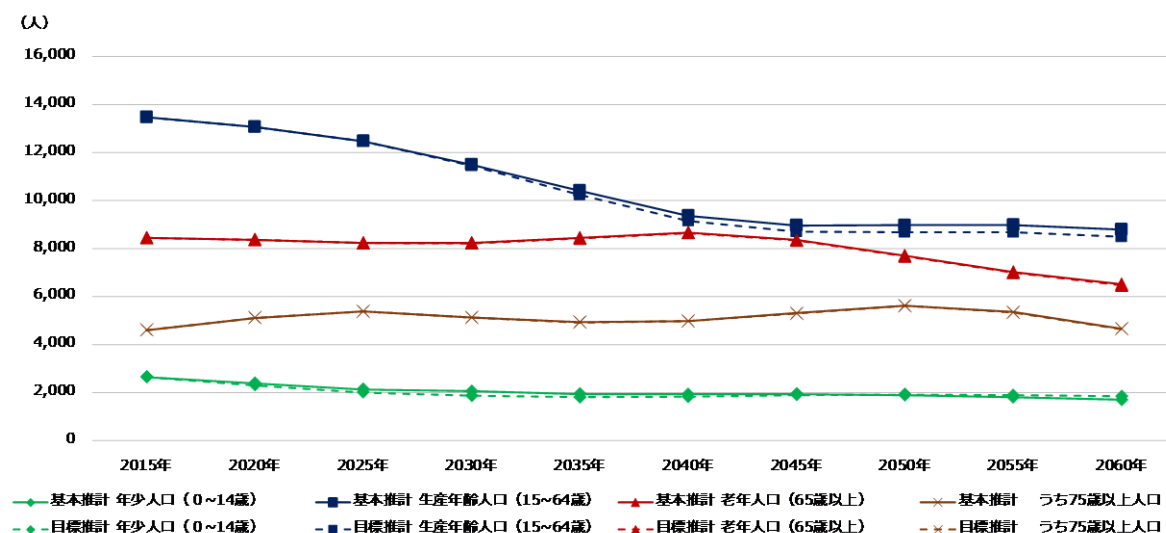
令和 42 年（2060 年）には、平成 27 年（2015 年）に比べ、基本推計において年少人口（0～14 歳）は 1,961 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 8,250 人、老年人口（65 歳以上）は 2,620 人減少し、後期高齢者（75 歳以上）人口は 2,033 人増加の見込みです。

また、目標推計において年少人口（0～14 歳）は 633 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 7,393 人、老年人口（65 歳以上）は 2,700 人減少し、後期高齢者（75 歳以上）人口は 2,002 人増加の見込みです。

【腰越地域】

参考図表 12、参考図表 13 は、腰越地域における年齢区分別の基本推計及び目標推計グラフです。

参考図表 12 年齢区分別 基本推計及び目標推計グラフ（腰越地域）



参考図表 13 年齢区分別 基本推計及び目標推計表（腰越地域）

腰越地域（単位：人）		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
基本推計	総数	24,579	23,840	22,847	21,783	20,801	19,981	19,273	18,581	17,829	17,006
	年少人口（0～14歳）	2,651	2,394	2,141	2,064	1,946	1,938	1,949	1,899	1,806	1,706
	生産年齢人口（15～64歳）	13,482	13,076	12,471	11,489	10,407	9,372	8,958	8,972	8,988	8,787
	老年人口（65歳以上）	8,446	8,370	8,235	8,231	8,448	8,671	8,367	7,709	7,035	6,513
	うち75歳以上	4,614	5,120	5,389	5,139	4,938	4,987	5,315	5,629	5,358	4,670
目標推計	総数	24,579	23,759	22,717	21,555	20,478	19,641	18,953	18,295	17,587	16,825
	年少人口（0～14歳）	2,651	2,313	2,011	1,880	1,809	1,836	1,905	1,929	1,899	1,853
	生産年齢人口（15～64歳）	13,482	13,076	12,471	11,453	10,239	9,153	8,702	8,681	8,684	8,500
	老年人口（65歳以上）	8,446	8,370	8,235	8,222	8,430	8,652	8,346	7,685	7,003	6,473
	うち75歳以上	4,614	5,120	5,389	5,135	4,928	4,976	5,303	5,616	5,344	4,653

※小数点以下の処理の都合上、総数と年齢区分別の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

腰越地域の人口は、平成 27 年（2015 年）に 24,579 人であったのに対し、令和 42 年（2060 年）には基本推計で 17,007 人、目標推計で 16,825 人に減少する見込みです。

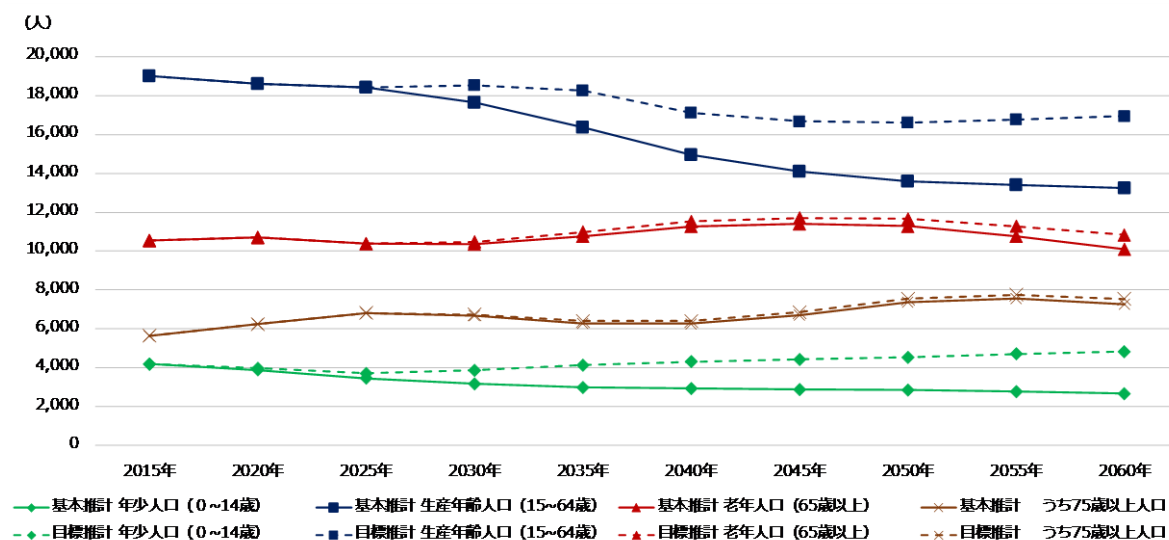
令和 42 年（2060 年）には、平成 27 年（2015 年）に比べ、基本推計において年少人口（0～14 歳）は 945 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 4,695 人、老年人口（65 歳以上）は 1,933 人減少し、後期高齢者（75 歳以上）人口は 56 人増加の見込みです。

また、目標推計において年少人口（0～14 歳）は 798 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 4,982 人、老年人口（65 歳以上）は 1,973 人減少し、後期高齢者（75 歳以上）人口は 39 人増加の見込みです。

【深沢地域】

参考図表 14、参考図表 15 は、深沢地域における年齢区分別の基本推計及び目標推計グラフです。

参考図表 14 年齢区分別 基本推計及び目標推計グラフ（深沢地域）



参考図表 15 年齢区分別 基本推計及び目標推計表（深沢地域）

深沢地域（単位：人）		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
基本推計	総数	33,742	33,178	32,261	31,188	30,115	29,162	28,390	27,722	26,946	26,000
	年少人口（0～14歳）	4,180	3,874	3,453	3,161	2,989	2,921	2,883	2,849	2,774	2,664
	生産年齢人口（15～64歳）	19,013	18,604	18,422	17,660	16,368	14,964	14,100	13,589	13,411	13,235
	老年人口（65歳以上）	10,548	10,700	10,386	10,367	10,757	11,276	11,407	11,284	10,761	10,100
	うち75歳以上	5,637	6,241	6,815	6,679	6,281	6,260	6,706	7,371	7,546	7,258
目標推計	総数	33,742	33,279	32,518	32,868	33,374	32,953	32,805	32,812	32,750	32,606
	年少人口（0～14歳）	4,180	3,975	3,709	3,856	4,122	4,302	4,420	4,536	4,708	4,829
	生産年齢人口（15～64歳）	19,013	18,604	18,422	18,539	18,269	17,119	16,678	16,613	16,764	16,946
	老年人口（65歳以上）	10,548	10,700	10,386	10,473	10,982	11,532	11,707	11,663	11,279	10,831
	うち75歳以上	5,637	6,241	6,815	6,733	6,396	6,393	6,860	7,548	7,757	7,532

※小数点以下の処理の都合上、総数と年齢区分別の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

深沢地域の人口は、平成27年（2015年）に33,742人であったのに対し、令和42年（2060年）には基本推計で26,000人、目標推計で32,606人に減少する見込みです。

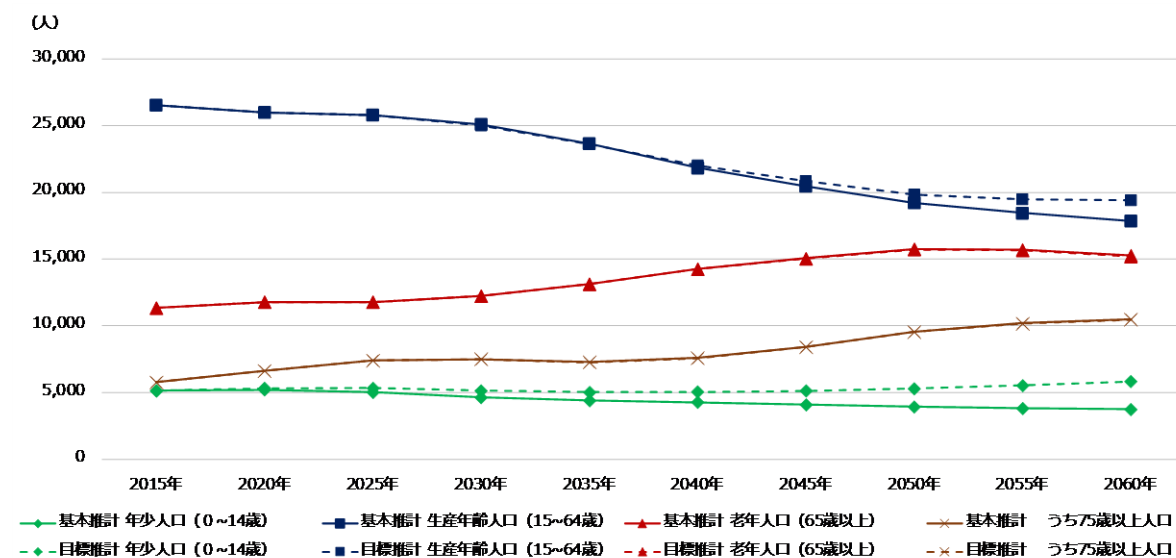
令和42年（2060年）には、平成27年（2015年）に比べ、基本推計において年少人口（0～14歳）は1,516人、生産年齢人口（15～64歳）は5,778人、老年人口（65歳以上）は448人減少し、後期高齢者（75歳以上）人口は1,622人増加の見込みです。

また、目標推計において、深沢地域は開発による人口増を踏まえていることから、生産年齢人口（15～64歳）は2,067人の減少に抑えられ、年少人口（0～14歳）は649人、老年人口（65歳以上）は283人、後期高齢者（75歳以上）人口は1,895人増加の見込みです。

【大船地域】

参考図表 16、参考図表 17 は、大船地域における年齢区分別の基本推計及び目標推計グラフです。

参考図表 16 年齢区分別 基本推計及び目標推計グラフ（大船地域）



参考図表 17 年齢区分別 基本推計及び目標推計表（大船地域）

大船地域（単位：人）		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
基本推計	総数	42,998	42,957	42,575	41,988	41,200	40,369	39,608	38,882	37,986	36,844
	年少人口（0～14歳）	5,136	5,210	5,022	4,652	4,412	4,267	4,093	3,938	3,824	3,745
	生産年齢人口（15～64歳）	26,532	25,969	25,771	25,093	23,641	21,833	20,455	19,192	18,445	17,829
	老年人口（65歳以上）	11,331	11,777	11,782	12,243	13,147	14,269	15,060	15,753	15,717	15,270
	うち75歳以上	5,775	6,639	7,417	7,509	7,279	7,593	8,432	9,554	10,197	10,480
目標推計	総数	42,998	43,071	42,884	42,402	41,767	41,293	40,989	40,835	40,671	40,432
	年少人口（0～14歳）	5,136	5,324	5,331	5,159	5,036	5,046	5,134	5,297	5,525	5,830
	生産年齢人口（15～64歳）	26,532	25,969	25,771	25,011	23,608	22,004	20,826	19,823	19,480	19,407
	老年人口（65歳以上）	11,331	11,777	11,782	12,232	13,123	14,242	15,029	15,715	15,665	15,195
	うち75歳以上	5,775	6,639	7,417	7,503	7,267	7,579	8,415	9,535	10,176	10,454

※小数点以下の処理の都合上、総数と年齢区分別の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

大船地域の人口は、平成 27 年（2015 年）に 42,998 人であったのに対し、令和 42 年（2060 年）には基本推計で 36,844 人、目標推計で 40,432 人に減少する見込みです。

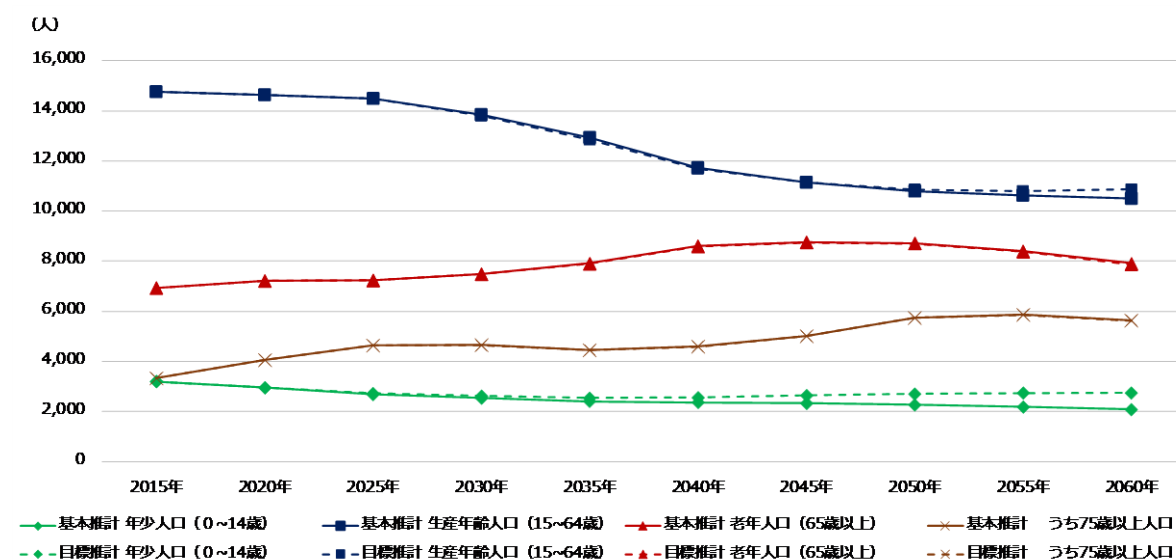
令和 42 年（2060 年）には、平成 27 年（2015 年）に比べ、基本推計において年少人口（0～14 歳）は 1,391 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 8,703 人減少し、老年人口（65 歳以上）は 3,939 人、後期高齢者（75 歳以上）人口は 4,705 人増加の見込みです。

また、目標推計において生産年齢人口（15～64 歳）は 7,125 人減少しますが、年少人口（0～14 歳）は 694 人、老年人口（65 歳以上）は 3,864 人、後期高齢者（75 歳以上）人口 4,679 人増加の見込みです。

【玉縄地域】

参考図表 18、参考図表 19 は、大船地域における年齢区分別の基本推計及び目標推計グラフです。

参考図表 18 年齢区分別 基本推計及び目標推計グラフ（玉縄地域）



参考図表 19 年齢区分別 基本推計及び目標推計表（玉縄地域）

玉縄地域（単位：人）		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
基本推計	総数	24,906	24,812	24,431	23,876	23,260	22,706	22,243	21,796	21,229	20,518
	年少人口（0～14歳）	3,199	2,955	2,691	2,548	2,408	2,362	2,335	2,276	2,190	2,088
	生産年齢人口（15～64歳）	14,772	14,639	14,499	13,841	12,937	11,735	11,143	10,798	10,626	10,514
	老年人口（65歳以上）	6,934	7,217	7,241	7,487	7,916	8,609	8,765	8,722	8,413	7,916
	うち75歳以上	3,333	4,063	4,642	4,655	4,463	4,597	5,025	5,753	5,869	5,644
目標推計	総数	24,906	24,813	24,474	23,908	23,293	22,841	22,526	22,264	21,924	21,488
	年少人口（0～14歳）	3,199	2,956	2,734	2,630	2,545	2,561	2,640	2,707	2,738	2,748
	生産年齢人口（15～64歳）	14,772	14,639	14,499	13,798	12,848	11,687	11,140	10,858	10,804	10,868
	老年人口（65歳以上）	6,934	7,217	7,241	7,479	7,901	8,593	8,746	8,699	8,382	7,872
	うち75歳以上	3,333	4,063	4,642	4,652	4,456	4,588	5,015	5,742	5,856	5,628

※小数点以下の処理の都合上、総数と年齢区分別の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

玉縄地域の人口は、平成27年（2015年）に24,906人であったのに対し、令和42年（2060年）年には基本推計で20,518人、目標推計で21,488人に減少する見込みです。

令和42年（2060年）には、平成27年（2015年）に比べ、基本推計において年少人口（0～14歳）は1,111人、生産年齢人口（15～64歳）は4,258人減少し、老年人口（65歳以上）は982人、後期高齢者（75歳以上）人口は2,311人増加の見込みです。

また、目標推計において年少人口（0～14歳）は451人、生産年齢人口（15～64歳）は3,904人減少し、老年人口（65歳以上）は938人、後期高齢者（75歳以上）人口は2,295人増加の見込みです。

④ 世帯数の増減 ―核家族、高齢単身世帯の増加―

世帯数は、次の通りに算出しています。人口と同様に、基本推計、目標推計いずれも算出するとともに、世帯類型別にも世帯数を算出しています。

A) 基本推計（世帯数）：

平成 27（2015）年国勢調査における性別・年齢階級別世帯主数を基に、性別・年齢階級別に人口に対する世帯主率を算出し、市全体の性別・年齢階級別人口基本推計結果を用いて、世帯数を算出したもの。

B) 目標推計（世帯数）：

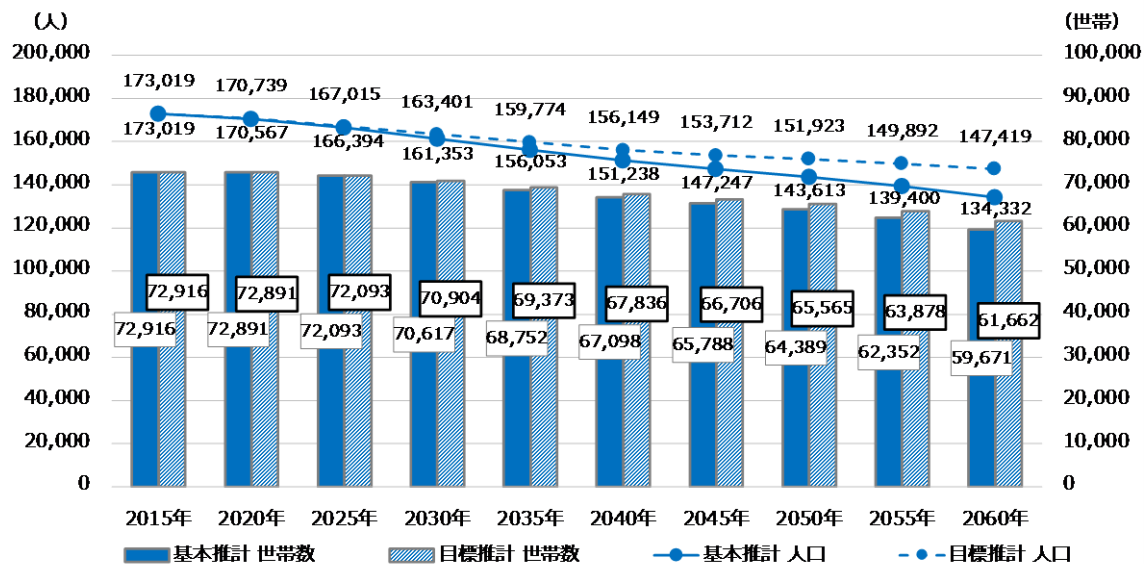
A) と同様に、市全体の性別・年齢階級別人口目標推計結果を用いて世帯数を算出したもの。

※なお、世帯類型別の世帯数については、世帯類型ごとの性別・年齢階級別に人口に対する世帯主率を算出し、これを用いている。

本市の世帯数の推計は、以下のとおりです。

参考図表 20 は、本市における世帯数の基本推計及び目標推計の結果です。

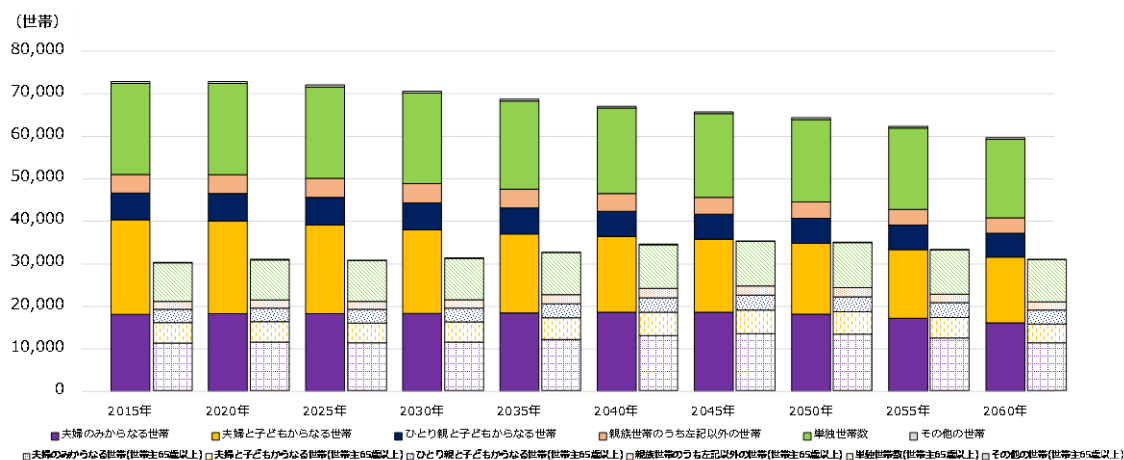
参考図表 20 世帯数（基本推計及び目標推計）



本市の世帯数は、平成 27 年（2015 年）に 72,916 世帯であったのに対し、令和 42 年（2060 年）には、基本推計では 59,671 世帯、目標推計では 61,662 世帯に減少する見込みです。

参考図表 21、参考図表 22 は、世帯類型別世帯数の基本推計です。

参考図表 21 世帯類型別世帯数グラフ（基本推計）



参考図表 22 世帯類型別世帯数表（基本推計）

基 本 推 計	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
総 世 帯	72,916	72,891	72,093	70,617	68,752	67,098	65,788	64,389	62,352	59,671
うち世帯主 65 歳以上	30,990	31,700	31,478	32,022	33,416	35,382	36,154	35,854	34,062	31,707
夫 婦 の み か ら な る 世 帯	18,132	18,306	18,310	18,350	18,451	18,628	18,627	18,176	17,268	16,167
うち世帯主 65 歳以上	11,455	11,720	11,567	11,715	12,306	13,245	13,730	13,574	12,692	11,569
夫 婦 と 子 ど も か ら な る 世 帯	22,266	21,753	20,799	19,649	18,584	17,786	17,218	16,703	16,111	15,429
うち世帯主 65 歳以上	4,997	4,901	4,737	4,882	5,268	5,693	5,719	5,461	4,964	4,515
ひ と り 親 と 子 ど も か ら な る 世 帯	6,278	6,496	6,535	6,377	6,137	5,926	5,832	5,823	5,763	5,599
うち世帯主 65 歳以上	3,124	3,264	3,278	3,308	3,393	3,525	3,591	3,627	3,552	3,401
親 族 世 帯 の う ち 上 記 以 外 の 世 帯	4,345	4,425	4,520	4,543	4,426	4,205	3,983	3,831	3,731	3,633
うち世帯主 65 歳以上	1,974	1,962	1,928	2,013	2,152	2,268	2,248	2,177	2,053	1,933
単 独 世 帯	21,393	21,423	21,447	21,223	20,692	20,112	19,708	19,454	19,090	18,467
うち世帯主 65 歳以上	9,320	9,733	9,851	9,984	10,168	10,516	10,730	10,883	10,677	10,172
そ の 他 の 世 帯	502	488	483	475	462	440	421	402	388	377
うち世帯主 65 歳以上	120	120	117	120	129	137	136	132	123	116

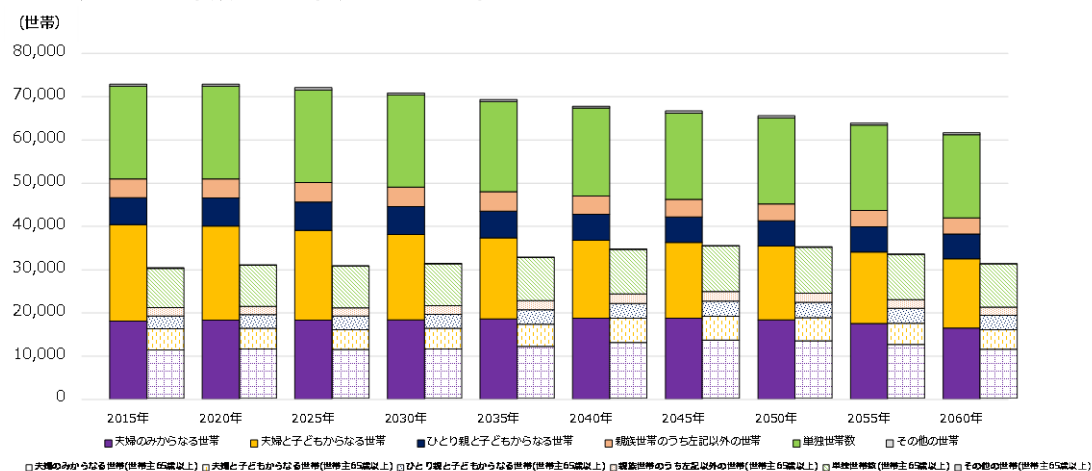
※小数点以下の処理の都合上、総数と世帯類型別世帯数の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

参考図表 21 をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が大きく減少し、世帯主が 65 歳以上の人口が増加していることがうかがえます。

参考図表 22 をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の世帯数は、令和 42 年（2060 年）には、平成 27 年（2015 年）に比べ、6,837 世帯減少し、「単独世帯のうち世帯主が 65 歳以上の世帯数」は、令和 42 年（2060 年）には、平成 27 年（2015 年）に比べ、852 世帯増となる見込みです。

参考図表 23、参考図表 24 は、世帯類型別世帯数の目標推計です。

参考図表 23 世帯類型別世帯数グラフ（目標推計）



参考図表 24 世帯類型別世帯数表（目標推計）

目 標 推 計	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総 世 帯	72,916	72,891	72,093	70,904	69,373	67,836	66,706	65,565	63,878	61,662
うち世帯主 65 歳以上	30,990	31,700	31,478	32,058	33,496	35,478	36,273	36,013	34,280	32,012
夫 婦 の み か ら な る 世 帯	18,132	18,306	18,310	18,400	18,561	18,756	18,782	18,379	17,541	16,529
うち世帯主 65 歳以上	11,455	11,720	11,567	11,728	12,335	13,281	13,777	13,638	12,781	11,693
夫 婦 と 子 ど も か ら な る 世 帯	22,266	21,753	20,799	19,748	18,809	18,061	17,533	17,061	16,550	16,003
うち世帯主 65 歳以上	4,997	4,901	4,737	4,888	5,282	5,709	5,741	5,491	5,005	4,573
ひ と り 親 と 子 ど も か ら な る 世 帯	6,278	6,496	6,535	6,393	6,175	5,975	5,893	5,899	5,854	5,710
うち世帯主 65 歳以上	3,124	3,264	3,278	3,311	3,401	3,534	3,601	3,640	3,570	3,427
親 族 世 帯 の う ち 上 記 以 外 の 世 帯	4,345	4,425	4,520	4,555	4,453	4,240	4,028	3,888	3,803	3,721
うち世帯主 65 歳以上	1,974	1,962	1,928	2,015	2,158	2,274	2,256	2,187	2,068	1,954
単 独 世 帯	21,393	21,423	21,447	21,330	20,907	20,357	20,041	19,923	19,724	19,299
うち世帯主 65 歳以上	9,320	9,733	9,851	9,995	10,192	10,544	10,762	10,924	10,731	10,249
そ の 他 の 世 帯	502	488	483	478	469	447	429	415	406	400
うち世帯主 65 歳以上	120	120	117	120	129	137	137	133	124	117

※小数点以下の処理の都合上、総数と世帯類型別世帯数の合計値には、表記上誤差が生じる場合があります。

基本推計と同様に、参考図表 23 をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が大きく減少し、世帯主が 65 歳以上の人口が増加していることがうかがえます。

参考図表 24 をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の世帯数は、令和 42 年（2060 年）に、平成 27 年（2015 年）に比べ、6,263 世帯減少し、「単独世帯のうち世帯主が 65 歳以上の世帯数」は、令和 42 年（2060 年）には、平成 27 年（2015 年）に比べ、929 世帯増となる見込みです。

少子高齢化の進行とともに、高齢者の一人暮らしや、核家族化が一層進行することが見込まれています。

II. 基本計画とSDGsの関係

将来目標		分野	施策の方針等	1 貧困をなくそう	2 温暖化対策	3 持続可能な開発目標	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業と雇用
			I 市民自治									
			II 行財政運営					●				
			III 防災・減災					●				●
			IV 歴史的遺産と共生するまちづくり									
第1章	人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち	(1) 平和	①平和意識の醸成				●					
		(2) 人権	①人権尊重社会の実現				●	●				
		(3) 多文化共生社会	①多文化共生社会の推進				●					
第2章	歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	①文化財の保護				●					
		(2) 文化	①文化活動の支援・促進									
第3章	都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	①緑の保全等									
			②都市公園の整備・管理									
		(2) 都市景観	①良好な都市景観の形成									
			②歴史的風土の保存									
		(3) 生活環境	①3Rの推進・ごみの適正処理			●	●		●			
			②快適な生活環境の保全			●				●		
第4章	健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	①多様性のある福祉サービスの充実	●	●						●	
			②健康長寿社会の構築			●						
		(2) 子育て	①子育て家庭への支援	●	●	●	●	●			●	
			②子育て環境の整備				●					
		(3) 学校教育	①教育内容・環境の充実				●					
			②学校施設の管理・整備				●					
第5章	安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	①防災・減災対策の充実					●	●			●
			②危機管理対策									
			③消防機能の整備・充実					●				
			④地域防犯力の充実・強化									
		(2) 市街地整備	①市街地整備の推進			●				●	●	●
		(3) 総合交通	①交通環境の整備			●						●
第6章	活力ある暮らしやすいまち	(4) 道路整備	①道路・橋りょうの整備・維持管理									●
			②観光基盤の整備・充実									
		(5) 住宅・住環境	①住環境の整備									
			②河川の整備・管理						●			
		(6) 下水道・河川	①下水道の整備・管理									
			②河川の整備・管理									
第7章	活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	①農業・漁業の振興		●							●
			②商工業振興の充実								●	
		(2) 観光	①観光振興の推進								●	
			②観光基盤の整備・充実									●
		(3) 勤労者福祉	①労働環境の充実	●			●	●			●	
		(4) 消費者対策	①安心な消費生活の実現				●					

将来目標		分野	施策の方針 等									
		I 市民自治								●	●	
		II 行財政運営								●	●	
		III 防災・減災		●		●						
		IV 歴史的遺産と共生するまちづくり		●								
第1章	人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	(1) 平和	①平和意識の醸成							●	●	
		(2) 人権	①人権尊重社会の実現	●						●	●	
		(3) 多文化共生社会	①多文化共生社会の推進								●	
第2章	歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	①文化財の保護		●							
		(2) 文化	①文化活動の支援・促進		●						●	
第3章	都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	①緑の保全等		●		●		●			
			②都市公園の整備・管理		●	●			●		●	
		(2) 都市景観	①良好な都市景観の形成		●							
			②歴史的風土の保存		●							
		(3) 生活環境	①3 R の推進・ごみの適正処理		●	●						●
			②快適な生活環境の保全			●		●	●			●
第4章	健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	①多様性のある福祉サービスの充実	●							●	
			②健康長寿社会の構築		●						●	
		(2) 子育て	①子育て家庭への支援		●						●	
			②子育て環境の整備		●							
		(3) 学校教育	①教育内容・環境の充実								●	
		②学校施設の管理・整備										
(4) 青少年育成	①青少年の育成・支援		●									
	②生涯学習	①生涯学習環境の整備・充実										
第5章	安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	①スポーツ・レクリエーションの推進		●	●					●	
			②防災・減災対策の充実		●		●					
			③危機管理対策		●							
			④消防機能の整備・充実		●							
		④地域防犯力の充実・強化									●	
		(2) 市街地整備	①市街地整備の推進		●	●						●
(3) 総合交通	①交通環境の整備		●		●							
(4) 道路整備	①道路・橋りょうの整備・維持管理		●									
(5) 住宅・住環境	①住環境の整備		●									
(6) 下水道・河川	①下水道の整備・管理		●				●					
	②河川の整備・管理					●	●					
第6章	活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	①農業・漁業の振興					●				
			②商工業振興の充実									
		(2) 観光	①観光振興の推進		●							●
			②観光基盤の整備・充実		●							
(3) 勤労者福祉	①労働環境の充実	●										
(4) 消費者対策	①安心な消費生活の実現			●								

1 貧困をなくそう 		ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 生活困窮者支援を充実させ、保健・医療・福祉サービスのセーフティネットを整備するとともに、子育てや教育にかかる負担や不安を解消し、労働環境を充実させることにより、すべての市民に最低限度の生活を保障し、安心できる暮らしを確保します。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
④ 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	①多様性のある福祉サービスの充実	◎生活困窮者支援の充実 生活再建や貧困の連鎖の防止など、長期的な視点で生活困窮者への支援の充実を図ります。 ◎医療・セーフティネットの確保 すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度をはじめとするセーフティネットや国民健康保険事業など、社会保障制度の適切かつ安定的な運営を図ります。	1.1 1.2 1.3
	(2) 子育て	①子育て家庭への支援	◎子どもの貧困対策 ひとり親家庭が必要とする支援を受けることができるよう、各種支援制度の積極的な周知、支援制度の充実に努めます。 ◎幼児教育の無償化 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から幼児教育を無償化します。 ◎鎌倉版ネウボウによる支援 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、出生率の向上や子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めます。	1.2 1.3
	(4) 青少年育成	①青少年の育成・支援	◎青少年の居場所づくり 多様な体験・活動や多くの人々との関わりを通じて、青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むことができる居場所づくりを支援します。	1.2
⑥ 活力ある暮らしやすいまち	(3) 勤労者福祉	①労働環境の充実	◎就労支援の充実 高齢者や子育て・介護等で離職した方、障害者、ひきこもり状態にある方など、多様な世代や背景、課題を持った方々をはじめ、就職を目指す市民のライフステージやニーズに合った就労情報の提供や、相談・支援の充実、就労支援施策を推進します。 ◎労働環境の充実 雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に各種相談事業を実施するとともに、中小企業勤労者の福利厚生を総合的に行う湘南勤労者福祉サービスセンターを支援します。	1.2

2 飢餓をゼロに		ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 生活困窮者への支援や子供の貧困対策などをはじめとするセーフティネットの充実を通じて、市民の食生活の安定、向上を図ります。また、市民の食の安定に寄与する農業・漁業の振興を図ります。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
④ 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	①多様性のある福祉サービスの充実	◎生活困窮者施策の充実 生活再建や貧困の連鎖の防止など、長期的な視点で生活困窮者への支援の充実を図ります。 ◎医療・セーフティネットの確保 すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度をはじめとするセーフティネットや国民健康保険事業など、社会保障制度の適切かつ安定的な運営を図ります。	2.1
	(2) 子育て	①子育て家庭への支援	◎子どもの貧困対策 ひとり親家庭が必要とする支援を受けることができるよう、各種支援制度の積極的な周知、支援制度の充実に努めます。	2.1 2.2
⑥ 活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	①農業・漁業の振興	◎農業環境の整備・保全 農業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる都市農業の振興施策を推進します。また、市内で生産される野菜の地産地消に向けた取組や、農産物の鎌倉ブランドの認知度向上のための取組を推進します。 農業従事者が減少しても、「人・農地プラン」に掲載している農業者に農地を集積できるよう、農地中間管理事業を実施します。 ◎漁業環境の整備・保全 漁業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる沿岸漁業の振興施策を推進するとともに、操業環境の整備を行います。また、市内で水揚げされた魚介類の地産地消や6次産業化に向けた取組、水産物のブランド化を推進します。	2.3 2.4

3 すべての人に健康と福祉を 	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する			
	介護予防の充実や子育て支援サービスなどの取組だけでなく、環境汚染防止、スポーツ環境の整備などあらゆる取組を通じて、誰もが生き生きと健やかな生活を送ることができる環境を目指します。			
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
③ 都市環境を保全・創造するまち	(3) 生活環境	② 快適な生活環境の保全	◎環境汚染防止への対応 環境調査による大気、水質、騒音等の状況の監視や、法令に基づく事業者等への立入調査を行うとともに、公害発生の未然防止を図るため、事業者等への周知啓発に取り組むことで、環境汚染のない、快適な生活環境を確保します。また、市民一人ひとりが日頃から環境汚染の防止を意識した行動を日常生活や地域活動の中から行えるよう普及啓発を行います。 ◎まち美化活動の推進 市民や NPO 等との協働によるまち美化活動を実施することで、ごみの散乱や落書きのないまちづくりに取り組むとともに、市民のまち美化に対する意識やまち美化活動を発信することで、まち美化活動の担い手の育成をはじめ、来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー向上への取組など、まちの美化に対する意識の向上を図ります。 また、受動喫煙防止の観点から、路上での全面禁煙に向けた取組を進めます。 多くの観光客が利用する公衆トイレの清掃と設備の維持管理を行い、だれもが快適に利用できる環境の維持に努めます。	3.9 3.a
④ 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	② 健康長寿社会の構築	◎健康づくりの推進 すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関と連携して、パブリテックの活用を含めた体系的な取組を進めます。 ◎長寿社会のまちづくり 人生 100 年時代を迎え、就職・結婚・定年といった従来の画一的な人生から、一人ひとりが自ら人生を設計し、いつまでも生き生きと自分らしく生活することができる長寿社会のまちづくりに取り組みます。 ◎介護予防の充実 健康寿命の延伸に向け、運動機能や口腔機能の低下、低栄養の予防等に高齢者が自主的に取り組めるよう、介護予防の充実を図ります。 ◎特定健診受診率等の向上及び生活習慣病予防の充実 若年期からの意識啓発や特定健診受診率等を向上させる取組を充実させ、生活習慣病の予防に努めます。 ◎自殺対策・こころの健康づくり体制の充実 関係機関等と連携を図り、ゲートキーパーの養成とともに、こころの健康づくりに関する相談やパブリテックを活用した情報提供体制の充実を図ります。	3.1 3.2 3.3 3.4 3.7 3.8 3.a 3.c

	(2) 子育て	①子育て家庭への支援	◎子育て支援サービスの充実 多様化・複雑化する子育てニーズに対応するため、各種相談や家庭訪問、保護者の経済的負担軽減策、発達に特別な支援が必要な子どものライフステージに応じた支援などを実施し、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。 ◎鎌倉版ニューボウによる支援 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、出生率の向上や子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めます。	3.2 3.3 3.7
	(6) スポーツ・レクリエーション	①スポーツ・レクリエーションの推進	◎スポーツ環境の整備 すべての市民が自ら生涯スポーツを継続できるよう、体力・健康づくり教室や運動・体力相談事業などのイベントや教室を開催し、気軽に楽しめる環境の整備を行います。 また、アマチュアスポーツや生涯スポーツの振興を支える団体を支援、育成するとともに、スポーツ活動を支援・指導する担い手を育成します。	3.4
⑤安全で快適な生活が送れるまち	(2) 市街地整備	①市街地整備の推進	◎スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進 先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールドとし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。	3.8
	(3) 総合交通	①交通環境の整備	◎交通安全意識の醸成 交通事故防止運動や自転車教室等を実施し、交通安全意識を醸成し、交通事故件数の減少を目指します。	3.6

4 質の高い教育を みんなに		ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 平和や人権、多文化共生社会、歴史・文化を尊重する意識を醸成し、環境教育や消費者教育などを含めて、包括的で公正な質の高い教育の機会や、生涯にわたる学習の機会を、学校教育・社会教育を通じてすべての人に保障します。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当する ターゲット
①人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	(1) 平和	①平和意識の醸成	◎平和意識の醸成 平和意識の醸成や平和について考える機会を広く市民に提供するため、身近な場での啓発事業を実施します。	4.7
	(2) 人権	①人権尊重社会の実現	◎人権意識の醸成 市民一人ひとりが、人権に関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発に努めます。 また、関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制を充実させるなど、人権施策の推進を図ります。	4.7
	(3) 多文化共生社会	①多文化共生社会の推進	◎国際理解・交流・協力活動への支援・促進 市民・市民団体と連携しながら講座やイベントを開催するとともに、学校教育の場での国際理解教育を通じて、市民の国際理解の促進を図ります。	4.7
②歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	①文化財の保護	◎文化財の保護及び継承体制の充実 有形・無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の貴重な文化財を、後世に確実に引き継いでいくため、調査・研究の成果に基づき指定・登録を進めるとともに、適切な保存修理、整備等を実施します。また、出土品を含む貴重な文化財を適切に保存・活用するため、専門的な人材の確保や保管スペースの環境整備を進めます。	4.1
③都市環境を保全・創造するまち	(3) 生活環境	①3Rの推進・ごみの適正処理	◎ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の構築 家庭や事業活動から排出されるごみの中で、特に食品ロスや使い捨てプラスチックに対する発生抑制を行うとともに、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への啓発を図り、市民、事業者、市等が協働して実施してきたごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を継続します。また、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、事業者などと協働を図りながら、使い捨てプラスチック製品の利用廃止に向けた取組を推進します。	4.7
		③次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	◎環境教育の推進 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点から環境教育を推進するとともに、データの可視化や行動科学等の理念に基づくアプローチを通じて、現代社会の課題を自らの問題として捉え、市民の低炭素型生活への行動変容を促します。また、市民・事業者・市等が、それぞれの役割に応じて、また、互いに協働しながら、環境保全活動を実践することを目指します。	4.7
④健やかで心豊かに暮らせるまち	(2) 子育て	①子育て家庭への支援	◎幼児教育の無償化 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から幼児教育を無償化します。	4.2

		②子育て環境の整備	◎保育環境の充実 認可保育所や認定こども園等の環境を整備するとともに、幼稚園預かり保育の充実など、待機児童対策を推進します。 ◎放課後環境の整備 児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するため、全ての小学校区で放課後かまくらっ子が実施できる環境を整備します。 ◎親子の居場所の充実 親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境を整備します。	4.2
	(3) 学校教育	①教育内容・環境の充実	◎豊かな学びの推進 子どもたちの学び意欲を高め、確かな学力を身につけるため、学習環境の充実やICT教育、地域教材を生かした郷土学習、さらに国際理解教育や創造的思考力の育成を積極的に行うことにより、将来に夢や希望が持てる豊かな学びを推進します。 ◎インクルーシブ教育の充実 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた教育や特別支援教育を推進します。また、すべての子どもたちが多様性を認め合い、地域で共に学ぶことのできる環境づくりを進めていきます。	4.1 4.3 4.5 4.a 4.c
		②学校施設の管理・整備	◎学校施設の計画的な整備 すべての児童生徒の良好な教育環境づくりのため、学校施設の老朽化対策や各種設備の更新、学習・生活環境の改善に資する整備を計画的に進めます。また、学校規模の適正化とともに、地域防災等の必要な機能を合わせ持った施設整備を進めていきます。	4.1 4.3 4.5 4.a
	(4) 青少年育成	①青少年の育成・支援	◎青少年の居場所づくり 多様な体験・活動や多くの人々との関わりを通じて、青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むことができる居場所づくりを支援します。 ◎地域の担い手となる青少年の育成 地域で青少年を育成する風土を醸成するとともに、将来の地域づくりの担い手となる青少年の育成を目指し、発達段階に応じた社会参画の機会を創出します。	4.3 4.4 4.5
	(5) 生涯学習	①生涯学習環境の整備・充実	◎多様な生涯学習機会の提供と周知 人生100年時代を迎える中で、多世代の多様な生涯学習のニーズに対応するため、市が主催する学習講座に加え、教育機関・企業や市民団体・地域団体における講座・イベント等を幅広く紹介し、市民の生涯学習参加の機会の充実を図るとともに、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を提供します。	4.7
⑥活力ある暮らしやすいまち	(3) 勤労者福祉	①労働環境の充実	◎就労支援の充実 高齢者や子育て・介護等で離職した方、障害者、ひきこもり状態にある方など、多様な世代や背景、課題を持った方々をはじめ、就職を目指す市民のライフステージやニーズに合った就労情報の提供や、相談・支援の充実、就労支援施策を推進します。 ◎技能の奨励・啓発と継承 技能者の育成や後継者の確保に向けて、技能者への表彰や体験活動等による啓発活動を通じて、多様な技能への関心を高めることに努めます。	4.4

	(4) 消費者対策	①安心な消費生活の実現	◎消費者教育の推進と持続可能な消費の普及 市民一人ひとりが、消費者として自ら考え、行動するための情報と支援を提供します。特に、社会 経済情勢や地球環境に配慮した消費行動を促す ための取組を推進します。	4.7
--	--------------	-------------	---	-----

5 ジェンダー平等を実現しよう		ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う 子育て環境の整備や就労環境の充実を通じて、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会を目指します。また、災害や犯罪に脆弱な人々への支援を通じて、女性が安心して暮らすことのできるまちを創出します。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
①人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	(2)人権	①人権尊重社会の実現	◎だれもが参画できる社会の推進 社会のあらゆる分野における活動にだれもが参画できる社会を目指します。 また、政策・方針決定の場など、意思決定過程において、特に女性の参画とともに意見が反映される社会を推進します。	5.1 5.2 5.4 5.5
④健やかで心豊かに暮らせるまち	(2)子育て	②子育て環境の整備	◎保育環境の充実 認可保育所や認定こども園等の環境を整備するとともに、幼稚園預かり保育の充実など、待機児童対策を推進します。 ◎放課後環境の整備 児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するため、全ての小学校区で放課後かまくらっ子が実施できる環境を整備します。	5.4
⑤安全で快適な生活が送れるまち	(1)防災・安全	①防災・減災対策の充実	◎避難対策の推進 地震や津波発生時の避難路を整備するとともに、避難経路や避難方法について、防災講話や避難訓練を通じて市民に周知し、避難体制を整備するとともに、年齢、性別、障害等の有無、国籍などの多様なニーズに配慮した避難所体制の整備を進めます。また、ICTなどの新たなテクノロジーを活用し、適確に情報収集・情報発信ができる環境を整えます。	5.1 5.5 5.c
		④地域防犯力の充実・強化	◎地域防犯力の向上 一人ひとりが防犯に対する意識を持つよう、防犯啓発に努めます。子どもの安全確保のため、地域全体で見守るなどの活動を推進します。地域におけるさまざまな取組に、より積極的なアプローチを行い、その支援に努めるほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等多様な媒体を活用した犯罪発生状況や防犯対策等に関する情報提供に努めます。	5.2
⑥活力ある暮らしやすいまち	(3)勤労者福祉	①労働環境の充実	◎就労支援の充実 高齢者や子育て・介護等で離職した方、障害者、ひきこもり状態にある方など、多様な世代や背景、課題を持った方々をはじめ、就職を目指す市民のライフステージやニーズに合った就労情報の提供や、相談・支援の充実、就労支援施策を推進します。	5.1

6 安全な水とトイレ を世界中に	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する			
	生活環境の良好な水環境を維持し、持続的な資源利用を実現します。また、下水道・衛生施設へのすべての市民のアクセスを改善するとともに、老朽化に対応して中長期的にストックマネジメントを実行します。さらに、水害に対するレジリエンスを向上させ、市民の安全を確保します。			
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当する ターゲット
③ 都市環境を保全・創造するまち	(3) 生活環境	② 快適な生活環境の保全	◎環境汚染防止への対応 環境調査による大気、水質、騒音等の状況の監視や、法令に基づく事業者等への立入調査を行うとともに、公害発生の未然防止を図るため、事業者等への周知啓発に取り組むことで、環境汚染のない、快適な生活環境を確保します。また、市民一人ひとりが日頃から環境汚染の防止を意識した行動を日常生活や地域活動の中から行えるよう普及啓発を行います。	6.2
⑤ 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	① 防災・減災対策の充実	◎浸水対策の推進 市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。	6.2
	(6) 下水道・河川	① 下水道の整備・管理	◎下水道施設の整備・管理 公衆衛生の確保、海や河川の水質汚濁防止に向け、事業計画区域内での公共下水道の整備完了を目指すとともに、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な点検・調査・改築・更新を行います。 ◎浸水対策の推進 浸水対策として雨水貯留施設の設置を進めるとともに、雨水排水施設の修繕や浚渫・清掃などを行い、施設を良好な状態に保つよう維持管理を行います。 ◎下水道施設の災害対策 下水道BCP（業務継続計画）の運用により、災害時にも安定した下水処理ができる体制を整えます。また、下水道施設の耐震化を図るとともに、津波対策として持続型下水道幹線再整備を進めます。 ◎下水道資源の有効活用 引き続き下水汚泥等の資源を有効活用するとともに、終末処理場などの下水道施設上部を市民に開放するなどの有効活用を進めます。	6.2 6.3
⑥ 活力ある暮らしやすいまち	(2) 観光	② 観光基盤の整備・充実	◎観光施設の整備 様々な国籍・文化的背景を持つ人々や高齢者、障害者など、だれもが安全で快適に観光できるよう、ホスピタリティに配慮した観光施設の整備を進めます。	6.2

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに		ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 省エネ意識や先進的な設備の普及啓発、持続可能な開発のための教育（ESD）を通じて、効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの導入を促進し、次代に向けて、低炭素で持続可能なライフスタイルとスマートなまちづくりを推進します。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当する ターゲット
③都市環境を保全・創造するまち	(3)生活環境	③次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	◎効率的なエネルギー利用の促進等 省エネ意識や省エネ設備の普及啓発を図り、市民・事業者・市が主体的にエネルギーマネジメントに取り組みます。 ◎再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 太陽光などの再生可能エネルギーを家庭・事業所・公共施設が積極的に導入することを促すとともに、化石燃料にできるだけ頼らないライフスタイルや生産活動を営むまちづくりを進めます。 市内で発生した植木剪定材を燃料とした電力を市の施設等に調達するなど、再生可能エネルギーの地産地消を図り、循環型社会の実現を目指します。 ◎環境教育の推進 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点から環境教育を推進するとともに、データの可視化や行動科学等の理念に基づくアプローチを通じて、現代社会の課題を自らの問題として捉え、市民の低炭素型生活への行動変容を促します。また、市民・事業者・市等が、それぞれの役割に応じて、また、互いに協働しながら、環境保全活動を実践することを目指します。	7.2
⑤安全で快適な生活が送れるまち	(2)市街地整備	①市街地整備の推進	◎スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進 先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールドとし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。	7.2

8 働きがいも 経済成長も 		ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 青少年や女性、高齢者への社会参画支援、就労支援により、すべての市民が働きがいのある職を得て社会で活躍することのできる環境を整備します。また、こうした雇用の場を創出するため、市街地整備による業務機能の集積促進や、商工業の振興を図ります。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当する ターゲット
④ 健やか で心豊か に暮らせ るまち	(1) 健康福祉	①多様性のある 福祉サービスの 充実	◎高齢者・障害者等の社会参加、生きがいづくりの推進 高齢者や障害者等の活動支援や障害者二千人雇用センター及びワークステーションかまくらによる就労支援を進め、自立と社会参加を推進します。	8.5
	(2) 子育て	①子育て家庭への支援	◎鎌倉版ネウボラによる支援 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、出生率の向上や子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めます。	8.5 8.8
	(4) 青少年育成	①青少年の育成・支援	◎地域の担い手となる青少年の育成 地域で青少年を育成する風土を醸成するとともに、将来の地域づくりの担い手となる青少年の育成を目指し、発達段階に応じた社会参画の機会を創出します。	8.5
⑤ 安全で 快適な生 活が送れ るまち	(2) 市街地整備	①市街地整備の推進	◎スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進 先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールドとし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。	8.2
⑥ 活力あ る暮らし やすいま ち	(1) 産業振興	②商工業振興の充実	◎地域の特性を生かした商店街の活性化 商店街が「物販・サービスの場」としてだけではなく、「まちの顔」、「地域コミュニティの場」として賑わうよう、地域の特性を生かした商店街づくりを支援します。 ◎中小企業の支援 事業者や商工団体との連携を強化するとともに、経営相談や融資・補助制度の充実、受注機会の拡大を図ることで、中小企業の創業、経営安定、事業拡大、経営革新を支援します。 ◎新たな産業の誘致等による雇用の創出やイノベーションの誘発 市内企業の事業拡大を支援するとともに、深沢地域整備事業や低未利用地の公的不動産の活用を中心に新規成長産業をはじめとする企業の誘致や、コワーキングスペース等の整備によるテレワーク環境の充実により、市内での雇用の創出やイノベーションの誘発を図ります。 ◎伝統工芸の伝承及び事業活動の支援 市内で唯一の伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を目的とした事業活動や、販売促進に向けた支援を行います。	8.1 8.2 8.3 8.9

	(2) 観光	①観光振興の推進	◎ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上 市民・事業者のホスピタリティの向上やボランティアガイドの育成等とともに、観光客のモラル向上を図り、市民と観光客がともに快適に過ごせる環境づくりを推進します。 ◎観光振興による地域の活性化 観光消費や交流人口の拡大を通じた地域の活性化を図るため、インバウンドへの対応や、新たな観光資源を発掘し、歴史的遺産や自然環境とともに積極的に活用します。また、有効かつ魅力的な情報の発信等を通じた、観光需要の平準化や滞在時間の長時間化に向けた取組を推進するとともに、観光資源を生かした収入確保策や受益者負担の仕組みづくりを進めます。	8.9
	(3) 勤労者福祉	①労働環境の充実	◎就労支援の充実 高齢者や子育て・介護等で離職した方、障害者、ひきこもり状態にある方など、多様な世代や背景、課題を持った方々をはじめ、就職を目指す市民のライフステージやニーズに合った就労情報の提供や、相談・支援の充実、就労支援施策を推進します。 ◎労働環境の充実 雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に各種相談事業を実施するとともに、中小企業勤労者の福利厚生を総合的に行う湘南勤労者福祉サービスセンターを支援します。	8.5 8.6 8.8

9産業と技術革新の基盤をつくろう 	ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る			
	耐震化の推進や浸水対策、道路整備を通じて災害に強いまちづくりを目指すとともに、交通環境の整備を通じて持続可能なインフラ構築に取り組みます。また、中小企業の支援や新たな産業の誘致を通じて持続可能な産業活動の支援に取り組みます。			
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
⑤安全で快適な生活が送れるまち	（１） 防災・安全	①防災・減災対策の充実	◎総合的な防災体制の強化 市民はもとより帰宅困難者も視野に入れ、自助・共助・公助の役割分担と連携を踏まえた、強靱化（レジリエンス）の視点に立った総合的な自然災害対策を講じます。 ◎建築物等の耐震化の推進 市民等が実施する建築物の耐震化に対する支援を行うとともに、道路に面する危険ブロック塀等の除却を支援します。 ◎地域防災力の強化 市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る。皆のまちは、皆で守る。」という基本理念に沿って自主防災組織の育成強化を図ります。また、平常時から地域における相互支援の体制を整備します。 ◎避難対策の推進 地震や津波発生時の避難路を整備するとともに、避難経路や避難方法について、防災講話や避難訓練を通じて市民に周知し、避難体制を整備するとともに、年齢、性別、障害等の有無、国籍などの多様なニーズに配慮した避難所体制の整備を進めます。また、ＩＣＴなどの新たなテクノロジーを活用し、適確に情報収集・情報発信ができる環境を整えます。 ◎がけ・急傾斜地対策の推進 がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。 ◎浸水対策の推進 市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。	9.1
	（２） 市街地整備	①市街地整備の推進	◎災害に強いまちづくりの推進 近年多発するさまざまな自然災害への備えを強化するとともに、都市機能などの適正な立地と諸機能の連携により、災害発生後の復旧・復興力を備えた災害に強いまちづくりを推進します。	9.1
	（３） 総合交通	①交通環境の整備	◎交通需要マネジメント施策の推進 （仮称）鎌倉ロードプライシングや新たな交通（移動システム）の導入を目指すなど、自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を推進し、交通環境の改善を目指します。また、長期的な交通体系について検討するとともに、自動運転やMaaSなど、次世代型のモビリティを見据え、高齢者、障害者、子どもなど交通弱者に配慮し、すべての人にとって快適な移動環境の創造を目指します。	9.1
	（４） 道路整備	①道路・橋りょうの整備・維持管理	◎道路の整備 だれもが安心して通行できる道路の整備に向け、歩行空間の確保、バリアフリー対策、無電柱化の検討を進めます。また、国県道については、	9.1

			県との調整・協議を図り、計画的な整備を要請します。 ◎道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 老朽化が進む道路・橋りょう・トンネルについて、計画的な維持修繕を行うことで強靱化を図り、災害時にも通行できるようにします。	
◎活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	②商工業振興の充実	◎中小企業の支援 事業者や商工団体との連携を強化するとともに、経営相談や融資・補助制度の充実、受注機会の拡大を図ることで、中小企業の創業、経営安定、事業拡大、経営革新を支援します。 ◎新たな産業の誘致等による雇用の創出やイノベーションの誘発 市内企業の事業拡大を支援するとともに、深沢地域整備事業や低未利用地の公的不動産の活用を中心に新規成長産業をはじめとする企業の誘致や、コワーキングスペース等の整備によるテレワーク環境の充実により、市内での雇用の創出やイノベーションの誘発を図ります。	9.2 9.4 9.5
	(2) 観光	②観光基盤の整備・充実	◎観光客の安全・安心の確保 災害や事件・事故など緊急事態の発生時でも観光客の安全・安心を確保できるような体制構築が図られるよう、防災・防犯・救急等と連携していきます。	9.c

10 人や国の不平等をなくそう		ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する 市民一人ひとりが、性別をはじめとしたさまざまな個性をお互いに尊重し、人権が守られる社会を実現するとともに、仕事やさまざまな社会活動など、誰もが差別されることなく社会に参加できる環境を整備します。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
① 人権を尊重し、人との出会いを大切にすま	(2) 人権	① 人権尊重社会の実現	◎人権意識の醸成 市民一人ひとりが、人権に関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発に努めます。 また、関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制を充実させるなど、人権施策の推進を図ります。 ◎だれもが参画できる社会の推進 社会のあらゆる分野における活動にだれもが参画できる社会を目指します。 また、政策・方針決定の場など、意思決定過程において、特に女性の参画とともに意見が反映される社会を推進します。	10.3
④ 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	① 多様性のある福祉サービスの充実	◎生活困窮者支援の充実 生活再建や貧困の連鎖の防止など、長期的な視点で生活困窮者への支援の充実を図ります。 ◎高齢者・障害者等の社会参加、生きがいづくりの推進 高齢者や障害者等の活動支援や障害者二千人雇用センター及びワークステーションかまくらによる就労支援を進め、自立と社会参加を推進します。	10.1 10.2
⑥ 活力ある暮らしやすいまち	(3) 勤労者福祉	① 労働環境の充実	◎就労支援の充実 高齢者や子育て・介護等で離職した方、障害者、ひきこもり状態にある方など、多様な世代や背景、課題を持った方々をはじめ、就職を目指す市民のライフステージやニーズに合った就労情報の提供や、相談・支援の充実、就労支援施策を推進します。	10.1

11 住み続けられるまちづくりを  ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 歴史・文化を継承し、緑や景観、生活環境などの都市環境を保全するとともに、健やかで心豊かに居住でき、防災や道路交通、住環境等の面でも安全・快適で、多くの観光客が集まる活力あるまちづくりを進めることで、包括的で強靱かつ持続可能な都市及び人間居住を実現します。				
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
② 歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	①文化財の保護	◎文化財の保護及び継承体制の充実 有形・無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の貴重な文化財を、後世に確実に引き継いでいくため、調査・研究の成果に基づき指定・登録を進めるとともに、適切な保存修理、整備等を実施します。また、出土品を含む貴重な文化財を適切に保存・活用するため、専門的な人材の確保や保管スペースの環境整備を進めます。	11.4
	(2) 文化	①文化活動の支援・促進	◎アートマネジメントの充実 より多くの市民が質の高い芸術に触れる機会を提供するため、芸術文化に関する情報を収集します。また、文化施策の研究と検討、企画立案を行います。	11.4
③ 都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	①緑の保全等	◎緑の保全・質の充実 国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。	11.4
		②都市公園の整備・管理	◎多様な都市公園の整備 山崎・台峯緑地をはじめ、利用者の多様なニーズや特性に対応した都市公園の整備に努めます。 ◎都市公園の適正な管理 老朽化した公園施設の計画的な修繕や更新、適切な植生管理を行い、ライフサイクルコストの軽減を図りながら、都市公園の質の向上を目指します。	11.7
	(2) 都市景観	①良好な都市景観の形成	◎地域固有の景観資源の保存活用 景観資源を活用し、地域ごとの個性豊かなまちづくりを行うため、歴史的建造物などの地域の固有の景観資源の保存活用に取り組みます。	11.4
		②歴史的風土の保存	◎歴史的風土の保存 国民の財産である歴史的風土を守るため、国が定める「歴史的風土保存計画」及び「鎌倉市風致保全方針」に則り、都市における良好な風致の維持及び歴史的風土の保存を図ります。また、歴史的風土保存区域内の枢要な地域の歴史的風土特別保存地区指定拡大に向け、指定権者である県と調整を進めます。さらに、歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、意識の醸成と向上に取り組みます。	11.4
	(3) 生活環境	①3Rの推進・ごみの適正処理	◎ごみの適切な処理体制の構築 市施設に集めたごみについて、ごみ処理に係る最新技術や民間活力の活用、広域連携、費用負担の軽減などを踏まえ、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。なお、災害時には「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づいた対応を行います。	11.6

④ 健やか で心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	②健康長寿社会の構築	◎災害時の医療救護活動の充実 市民が安心して健康的な生活を送るために、災害が発生した際に備え、適宜、災害時医療救護マニュアルの見直しを図るとともに、災害時における救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう体制整備を進めます。	11.5
	(2) 子育て	①子育て家庭への支援	◎児童虐待防止対策の推進 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもと家庭全般に対する支援を充実させるとともに、関係機関と連携体制を構築し、児童虐待防止対策を推進します。	11.7
		②子育て環境の整備	◎放課後環境の整備 児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するため、全ての小学校区で放課後かまくらっ子が実施できる環境を整備します。 ◎親子の居場所の充実 親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境を整備します。	11.7
	(4) 青少年育成	①青少年の育成・支援	◎青少年の居場所づくり 多様な体験・活動や多くの人々との関わりを通じて、青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むことができる居場所づくりを支援します。	11.7
	(6) スポーツ・レクリエーション	①スポーツ・レクリエーションの推進	◎スポーツ施設の管理・整備 既存のスポーツ施設のバリアフリー化を行うとともに、市立小中学校の体育館・プールの開放など、市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境を整備します。 また、市民大会を円滑に開催することが可能な施設の整備を目指します。	11.7
⑤ 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	①防災・減災対策の充実	◎総合的な防災体制の強化 市民はもとより帰宅困難者も視野に入れ、自助・共助・公助の役割分担と連携を踏まえた、強靱化（レジリエンス）の視点に立った総合的な自然災害対策を講じます。 ◎建築物等の耐震化の推進 市民等が実施する建築物の耐震化に対する支援を行うとともに、道路に面する危険ブロック塀等の除却を支援します。 ◎地域防災力の強化 市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る。皆のまちは、皆で守る。」という基本理念に沿って自主防災組織の育成強化を図ります。また、平常時から地域における相互支援の体制を整備します。 ◎避難対策の推進 地震や津波発生時の避難路を整備するとともに、避難経路や避難方法について、防災講話や避難訓練を通じて市民に周知し、避難体制を整備するとともに、年齢、性別、障害等の有無、国籍などの多様なニーズに配慮した避難所体制の整備を進めます。また、ＩＣＴなどの新たなテクノロジーを活用し、適確に情報収集・情報発信ができる環境を整えます。 ◎がけ・急傾斜地対策の推進 がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。 ◎浸水対策の推進 市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。	11.5 11.b 11.c

		②危機管理対策	◎業務継続計画（BCP）運用体制の整備 災害等が発生した際に、非常時優先業務を滞りなく遂行するため、人員体制、庁舎・通信設備、情報システム、備蓄等に関して事前の準備を整えます。 ◎危機管理体制の整備 市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を推進するとともに、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。 ◎職員・市民の危機意識の醸成 危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修等を行い、職員及び市民の危機意識を醸成します。	11.b
		③消防機能の整備・充実	◎消防施設の整備・管理 災害時の活動拠点となる消防庁舎・消防団器具置場、高機能消防指令センターなどの消防施設や各設備の整備・管理を進めるとともに、職員の養成を行います。 また、消防庁舎の移転の検討を進め、様々な災害に強い消防の組織・機能の総合的な整備を図ります。 ◎消防・救急・救助体制の強化 複雑、多様化する火災・救急及び救助活動に対応するため、職員の知識と技術の向上を図ります。 増加傾向にある救急需要に対しては、救急車の適正利用の理解を促進するとともに、救命率向上のため、市内AED設置場所の情報提供や応急手当の普及啓発活動を積極的に進めます。また、実戦的な訓練を継続し災害活動の充実に努めます。 ◎火災予防対策の推進 火災による死傷者数及び被害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、住宅防火対策を進めるとともに、高齢者福祉施設などの災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化します。 ◎様々な組織との連携 大規模災害時における防災体制の充実のため、地元企業、消防団、自主防災組織などの組織との連携・強化に努め災害に強いまちづくりを目指します。	11.b
	(2) 市街地整備	①市街地整備の推進	◎災害に強いまちづくりの推進 近年多発するさまざまな自然災害への備えを強化するとともに、都市機能などの適正な立地と諸機能の連携により、災害発生後の復旧・復興力を備えた災害に強いまちづくりを推進します。	11.3 11.5 11.b
	(3) 総合交通	①交通環境の整備	◎交通需要マネジメント施策の推進 (仮称)鎌倉ロードプライシングや新たな交通(移動システム)の導入を目指すなど、自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を推進し、交通環境の改善を目指します。また、長期的な交通体系について検討するとともに、自動運転やMaaSなど、次世代型のモビリティを見据え、高齢者、障害者、子どもなど交通弱者に配慮し、すべての人にとって快適な移動環境の創造を目指します。	11.2 11.6
	(4) 道路整備	①道路・橋りょうの整備・維持管理	◎道路の橋りょう・トンネルの維持修繕 老朽化が進む道路・橋りょう・トンネルについて、計画的な維持修繕を行うことで強靱化を図	11.b

			り、災害時にも通行できるようにします。	
	(5) 住宅・住環境	①住環境の整備	◎ライフステージにあわせた住環境の確保 高齢者や障害者も住みやすい市営住宅の供給や民間賃貸住宅への入居等の支援を行なう居住支援体制の構築などにより、住宅セーフティネット機能を強化し、世帯構成やライフステージに応じた住宅への入居を支援します。	11.1
	(6) 下水道・河川	①下水道の整備・管理	◎浸水対策の推進 浸水対策として雨水貯留施設の設置を進めるとともに、雨水排水施設の修繕や浚渫・清掃などを行い、施設を良好な状態に保つよう維持管理を行います。 ◎下水道施設の災害対策 下水道BCP（業務継続計画）の運用により、災害時にも安定した下水処理ができる体制を整えます。また、下水道施設の耐震化を図るとともに、津波対策として持続型下水道幹線再整備を進めます。	11.b
⑥活力ある暮らしやすいまち	(2) 観光	①観光振興の推進	◎観光振興による地域の活性化 観光消費や交流人口の拡大を通じた地域の活性化を図るため、インバウンドへの対応や、新たな観光資源を発掘し、歴史的遺産や自然環境とともに積極的に活用します。また、有効かつ魅力的な情報の発信等を通じた、観光需要の平準化や滞在時間の長時間化に向けた取組を推進するとともに、観光資源を生かした収入確保策や受益者負担の仕組みづくりを進めます。	11.4
		②観光基盤の整備・充実	◎観光施設の整備 様々な国籍・文化的背景を持つ人々や高齢者、障害者など、だれもが安全で快適に観光できるよう、ホスピタリティに配慮した観光施設の整備を進めます。 ◎観光客の安全・安心の確保 災害や事件・事故など緊急事態の発生時でも観光客の安全・安心を確保できるような体制構築が図られるよう、防災・防犯・救急等と連携していきます。	11.7

12 つくる責任 つかう責任		ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する みどりの創出・保全や自然と調和した市街地の整備を進めるとともに、市民一人ひとりの自然を守りはぐくむ意識とライフスタイル、消費行動の普及を図ることにより、自然環境と持続可能な社会を実現します。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当する ターゲット
③ 都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	②都市公園の整備・管理	◎都市公園の適正な管理 老朽化した公園施設の計画的な修繕や更新、適切な植生管理を行い、ライフサイクルコストの軽減を図りながら、都市公園の質の向上を目指します。	12.8
	(3) 生活環境	①3Rの推進・ごみの適正処理	◎ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の構築 家庭や事業活動から排出されるごみの中で、特に食品ロスや使い捨てプラスチックに対する発生抑制を行うとともに、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への啓発を図り、市民、事業者、市等が協働して実施してきたごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を継続します。また、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、事業者などと協働を図りながら、使い捨てプラスチック製品の利用廃止に向けた取組を推進します。	12.3 12.4 12.5 12.6 12.8
		②快適な生活環境の保全	◎環境汚染防止への対応 環境調査による大気、水質、騒音等の状況の監視や、法令に基づく事業者等への立入調査を行うとともに、公害発生の未然防止を図るため、事業者等への周知啓発に取り組むことで、環境汚染のない、快適な生活環境を確保します。また、市民一人ひとりが日頃から環境汚染の防止を意識した行動を日常生活や地域活動の中から行えるよう普及啓発を行います。 ◎海浜の保全と活用 ごみの散乱のない良好な海浜を保つため、海岸清掃を継続して実施するとともに、適正な海岸利用を維持する取組の推進や、漂着ごみ・海中ごみ等の回収及び処分等について、県や関係機関と連携して、その対応を図ります。	12.8
		③次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	◎環境教育の推進 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点から環境教育を推進するとともに、データの可視化や行動科学等の理念に基づくアプローチを通じて、現代社会の課題を自らの問題として捉え、市民の低炭素型生活への行動変容を促します。また、市民・事業者・市等が、それぞれの役割に応じて、また、互いに協働しながら、環境保全活動を実践することを目指します。	12.8
④ 健やかで心豊かに暮らせるまち	(6) スポーツ・レクリエーション	①スポーツ・レクリエーションの推進	◎市民スポーツ・レクリエーションの推進 市民が身近な場所で気軽にスポーツイベントに参加することで、スポーツを習慣化するためのきっかけづくりの提供や情報提供などを行います。また、障害者スポーツの推進を図るとともに、自然とふれあいながら行うウォーキングやマリンスポーツなどの野外活動の普及・奨励に努めます。	12.8

⑤安全で快適な生活が送れるまち	(2)市街地整備	①市街地整備の推進	◎スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進 先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールドとし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。	12.8
⑥活力ある暮らしやすいまち	(4)消費者対策	①安心な消費生活の実現	◎消費者教育の推進と持続可能な消費の普及 市民一人ひとりが、消費者として自ら考え、行動するための情報と支援を提供します。特に、社会経済情勢や地球環境に配慮した消費行動を促すための取組を推進します。	12.3 12.5 12.8

13 気候変動に 具体的な対策を  ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動に備えた適応・緩和策として緑の保全に取り組むとともに、化石燃料に頼らない再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進を図ります。また、総合的な自然災害対策や、下水道施設の整備を講じ、強靱化（レジリエンス）の視点でのまちづくりを進めます。				
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当する ターゲット
③ 都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	①緑の保全等	◎緑の保全・質の充実 国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。 ◎市民が主体となる緑化への支援 まち並みのみどりの奨励事業を始めとして、市民の自発的な活動を支援し、市民が主体となる市街地における緑化活動を推進します。	13.3
	(3) 生活環境	③次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	◎再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進 太陽光などの再生可能エネルギーを家庭・事業所・公共施設が積極的に導入することを促すとともに、化石燃料にできるだけ頼らないライフスタイルや生産活動を営むまちづくりを進めます。 市内で発生した植木剪定材を燃料とした電力を市の施設等に調達するなど、再生可能エネルギーの地産地消を図り、循環型社会の実現を目指します。 ◎環境教育の推進 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点から環境教育を推進するとともに、データの可視化や行動科学等の理念に基づくアプローチを通じて、現代社会の課題を自らの問題として捉え、市民の低炭素型生活への行動変容を促します。また、市民・事業者・市等が、それぞれの役割に応じて、また、互いに協働しながら、環境保全活動を実践することを目指します。	13.2 13.3
⑤ 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	①防災・減災対策の充実	◎総合的な防災体制の強化	13.1
	(3) 総合交通	①交通環境の整備	◎交通需要マネジメント施策の推進	13.2
	(6) 下水道・河川	②河川の整備・管理	◎河川・水路施設の整備	13.1

			◎水辺環境の創出 河川・水路施設の維持管理では、必要な排水能力に影響がない範囲において、動植物の誘導に配慮するとともに、河川の清掃や生態系の調査及び水質調査等を行う河川維持協力団体とも協働して、潤いのある水辺環境を目指します。	
--	--	--	---	--

14海の豊かさを守ろう 	ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する			
	ごみの散乱防止や海岸の環境保全を推進し、海洋汚染の防止、生態系の保護とともに、適切な下水道・河川の整備・管理によって海洋環境への影響を軽減します。また、持続可能な海洋資源の利用環境を整備・保全します。			
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
③ 都市環境を保全・創造するまち	(3) 生活環境	② 快適な生活環境の保全	◎海浜の保全と活用 ごみの散乱のない良好な海浜を保つため、海岸清掃を継続して実施するとともに、適正な海岸利用を維持する取組の推進や、漂着ごみ・海中ごみ等の回収及び処分等について、県や関係機関と連携して、その対応を図ります。	14.1 14.2
⑤ 安全で快適な生活が送れるまち	(6) 下水道・河川	① 下水道の整備・管理	◎下水道施設の整備・管理 公衆衛生の確保、海や河川の水質汚濁防止に向け、事業計画区域内での公共下水道の整備完了を目指すとともに、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な点検・調査・改築・更新を行います。	14.1
		② 河川の整備・管理	◎河川・水路施設の整備 河川・水路施設の定期的な点検、維持管理を行うとともに、計画的な整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。また、河川津波遡上対策について、県と協議を進めます。	14.1
⑥ 活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	① 農業・漁業の振興	◎漁業環境の整備・保全 漁業が安定的に営まれ、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる沿岸漁業の振興施策を推進するとともに、操業環境の整備を行います。また、市内で水揚げされた魚介類の地産地消や6次産業化に向けた取組、水産物のブランド化を推進します。	14.b

15 陸の豊かさも 守ろう  ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 歴史のある豊かなみどりを、市民の参画・協力のもとに保全していくとともに、野生鳥獣への適切な対応など、自然環境と生活環境との適切な調和を図り、地域に残された貴重な自然環境を守り、育んでいきます。				
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
③都市環境を保全・創造するまち	(1)みどり	①緑の保全等	◎緑の保全・質の充実 国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。 ◎市民が主体となる緑化への支援 まち並みのみどりの奨励事業を始めとして、市民の自発的な活動を支援し、市民が主体となる市街地における緑化活動を推進します。	15.1 15.4 15.b
		②都市公園の整備・管理	◎多様な都市公園の整備 山崎・台峯緑地をはじめ、利用者の多様なニーズや特性に対応した都市公園の整備に努めます。 ◎都市公園の適正な管理 老朽化した公園施設の計画的な修繕や更新、適切な植生管理を行い、ライフサイクルコストの軽減を図りながら、都市公園の質の向上を目指します。	15.1 15.4 15.b
	(3)生活環境	②快適な生活環境の保全	◎野生鳥獣等への対応 犬猫等のペットの飼育者マナーの向上に取り組み、動物愛護精神の普及・啓発を推進します。また、有害外来動物による被害発生を予防するために駆除を実施するとともに、餌付け等の防止の周知啓発を行い、野生鳥獣の保護を推進します。	15.8

16 平和と公正を すべての人に ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する あらゆる世代の市民一人ひとりに平和と暴力を許さない社会づくりについて考え、意識する機会を提供するとともに、学校や職場、地域社会など、社会における暴力を防止し、被害者を迅速に救済することのできる体制を整備します。				
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針等	主な取組	該当するターゲット
①人権を尊重し、人との出会いを大切にす るまち	(1) 平和	①平和意識の醸成	◎平和意識の醸成 平和意識の醸成や平和について考える機会を広く市民に提供するため、身近な場での啓発事業を実施します。	16.1
	(2) 人権	①人権尊重社会の実現	◎人権意識の醸成 市民一人ひとりが、人権に関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発に努めます。 また、関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制を充実させるなど、人権施策の推進を図ります。	16.1 16.2
④健やかで心豊かに暮らせるまち	(2) 子育て	①子育て家庭への支援	◎児童虐待防止対策の推進 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもと家庭全般に対する支援を充実させるとともに、関係機関と連携体制を構築し、児童虐待防止対策を推進します。	16.2
	(3) 学校教育	①教育内容・環境の充実	◎児童・生徒指導の充実 学校・教育委員会・家庭・地域・市の連携体制を築くことにより、きめ細かな児童・生徒指導を進め、いじめ問題への未然防止・早期対応、不登校児童生徒への教育的支援に努めます。	16.1 16.b

17 パートナーシップで 目標を達成しよう		ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 共生社会の実現に向け、地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民・NPO・企業など多様なステークホルダーが、新しい価値を共創する地域社会の構築を目指します。積極的に広報・広聴活動を行い、市民参画による開かれた行財政運営を目指すとともに、県や周辺の団体等との連携や協力を推進します。		
総合計画との対応関係				
将来目標	分野	施策の方針 等	計画の推進に向けた考え方	該当する ターゲット
		I 市民自治	◎市民自治の確立に向けた意識の形成と支え合える仕組みづくり（共生社会の実現に向けた取組の推進） 市民意識の形成と支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組み、すべての人が自らの望む形で参画できる共生社会を目指します。行政計画等の策定に際しては、共生の視点を反映させるとともに、その評価を行うことで、共生社会の実現に取り組みます。 ◎地域コミュニティの活性化 地域コミュニティの将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を支援します。また、市民団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、多世代間交流等を積極的に進め、多世代がふれあえて、誰もが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。更に活動を担う人材の育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。 ◎共創によるまちづくりへ 施策の展開や事業実施に当たっては、市民・NPO・企業等など、多様なステークホルダーとの対話を重ねることにより、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指します。 ◎市民参画のための広報・広聴 行政情報を積極的に提供するとともに、誰にでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。広聴についても、多様なコミュニケーションツールを用い、さまざまな場を通して、幅広い世代の意見をきめ細かく聴き取るとともに、意見・要望等の公表による市民の意向の可視化を積極的に進めます。 市民との合意形成を重んじ、政策形成の過程や評価などを可視化することで、積極的な市民参画を図ります。	17.17
		II 行財政運営	◎多様な人材（担い手）との共創 行政・市民・NPO・企業等のさまざまなステークホルダーとの共創関係を築き、市や市民が抱える課題を解決します。特に、市の取組をSDGsの目標やターゲットとあわせてわかりやすく示すことで、課題や目標の共有化を図り、共創関係を築く土台とします。 ◎広域行政の推進・関係諸機関との連携 さまざまな分野の共通課題において、県や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。また、災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。	17.17

III. 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画策定に係るアンケート調査

1. 実施概要

(1) 調査目的

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の策定にあたり、各施策に関する指標を設定し、次期基本計画の適正な進行管理を行うための基礎資料とすることを目的として、無作為に抽出した鎌倉市民 2,000 名に対し「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画に係るアンケート調査」を実施した。アンケート調査の実施概要は以下に示すとおりである。

(2) 調査概要

【調査対象】

- ・ 令和元年（2019 年）12 月 1 日時点で住民基本台帳に記載されている満 18 歳以上の市民の中から、無作為に抽出した 2,000 名

【調査内容】

- (1)回答者属性（性別、年齢、職業、居住地区、居住年数、家族構成、頼れる人の有無 等）
- (2)平和・人権意識について（「鎌倉市民憲章」「平和都市宣言」の認知、人権尊重に関する実感、多文化共生に関する実感、外国人の住みやすさ 等）
- (3)文化について（文化活動に関する実感 等）
- (4)みどり・都市景観について（自然・自然的景観に関する実感、屋外広告物への制限の認知、歴史的遺産・文化の保存継承に関する実感 等）
- (5)生活環境について（マイバッグ・マイボトルの使用有無、まちの清潔さ・快適さに関する実感、省エネを意識した電力使用の有無 等）
- (6)健康福祉・子育て環境について（共生社会実現に関する実感、相談できる人・場所の有無、かかりつけ医の有無、子育てに関する実感、子育てに関する情報の得られやすさ 等）
- (7)生涯学習・スポーツについて（生涯学習活動・定期的な運動の実施の有無 等）
- (8)防災・減災・危機管理について（地域の自然災害リスクの認知、危機管理に関する実感 等）
- (9)市街地・交通環境について（まちづくり・市街地に関する実感、交通環境に関する実感 等）
- (10)産業・労働環境・消費生活環境について（商店街に関する実感、希望する職場への就労、仕事と生活のバランス、サステナブルな認知、経済・社会・環境に配慮した消費行動の有無 等）
- (11)今後の居住意向（これからも鎌倉市に住み続けたいか、その理由 等）
- (12)鎌倉市政に関する自由意見

【調査方法】

- ・ 郵送配布・留置・郵送回収

【調査時期】

- ・ 令和2年（2020 年）1 月 9 日（木）～令和2年（2020 年）1 月 24 日（金）

【回収状況】

- ・ 1,098 票／2,000 票 （回収率：54.9%）

(3) 調査結果をみる上での留意事項

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数を指す。
- ・百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。したがって、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・本文中の%の小計は、各項目の値を四捨五入した上で足し合わせている。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。

2. 調査結果のまとめ

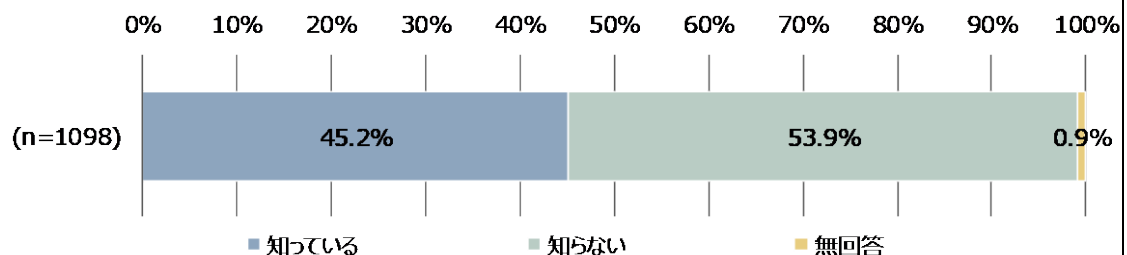
アンケート調査結果の集計については、次に示した単純集計のほかに、年齢別(18-19歳・20-29歳・30-39歳・40-49歳・50-59歳・60-64歳・65-69歳・70-74歳・75歳以上)及び地域別(鎌倉地域・腰越地域・深沢地域・大船地域・玉縄地域)にクロス集計を行った。

■ 平和・人権意識

- ・「鎌倉市民憲章」「平和都市宣言」の認知度は年齢の高い世代ほど高く、若い世代を中心とした周知が効果的であると考えられる。一方で、性差による固定的な役割分担へは、若い世代ほど否定的な回答を示していた。鎌倉市が多文化を尊重する社会になっているかどうかについては、特段年齢による回答の傾向はみられなかった。

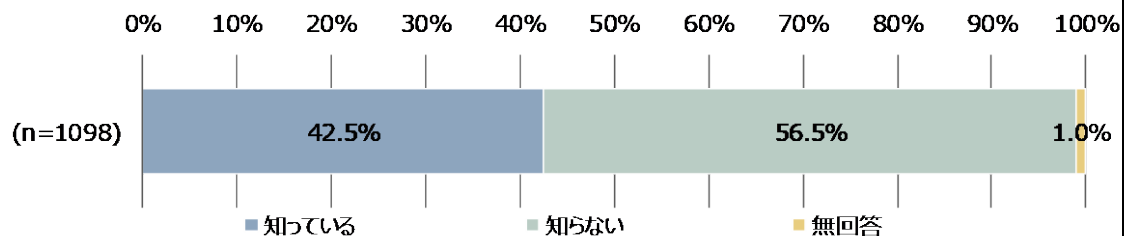
①「鎌倉市民憲章」の認知

「あなたは、鎌倉市に『鎌倉市民憲章』があることを知っていますか」



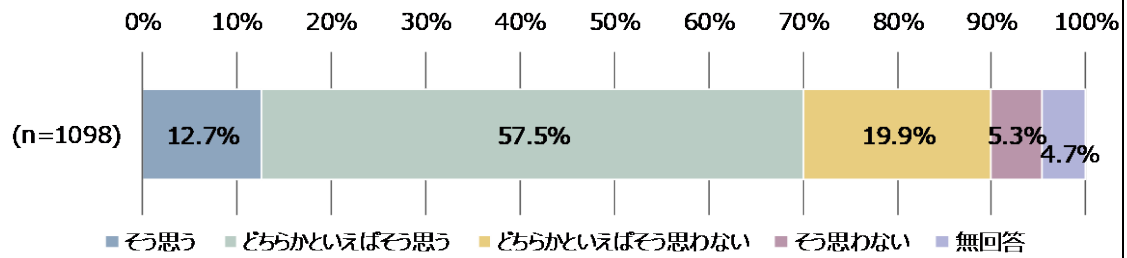
②「平和都市宣言」の認知

「あなたは、鎌倉市に「平和都市宣言」があることを知っていますか」



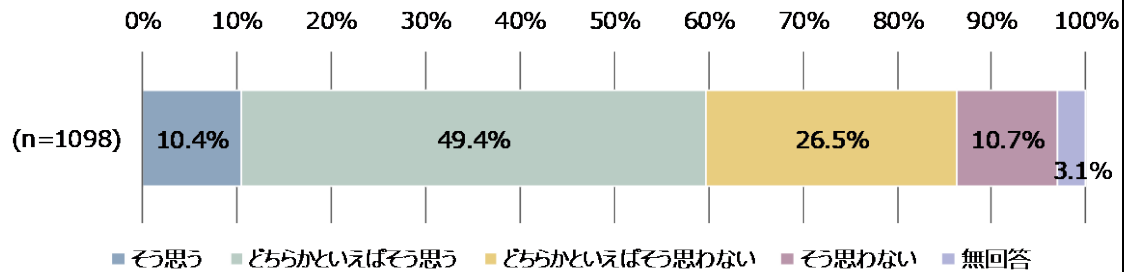
③人権が尊重される社会になっているか

「あなたは、鎌倉市は人権が尊重される社会となっていると思いますか」



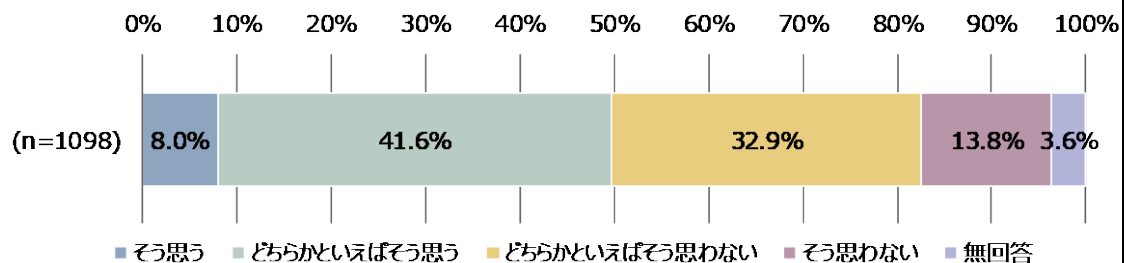
④多文化が尊重される社会になっているか

「鎌倉市は、異なる国籍や民族の人々がお互いの文化を認め、相互に交流、協力しあえるまちになっていると思いますか」



⑤外国人の住みやすさ

「鎌倉市は、外国人の方が住みやすいまちだと思いますか」

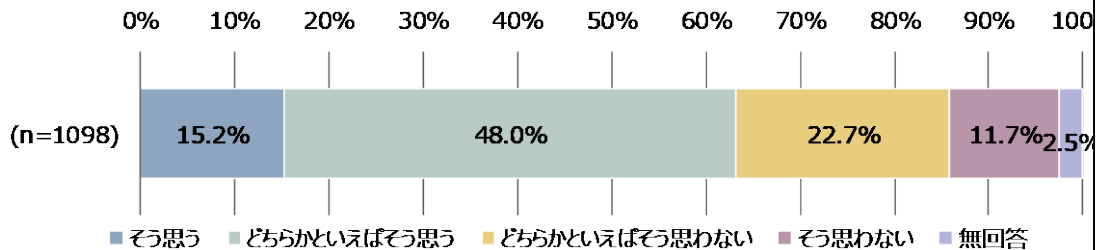


■文化

- ・ 69 歳以下の世代では、若い世代ほど鎌倉市の文化活動は活発だと回答する割合が高かった。文化活動の認識や、文化活動を行う余暇時間の有無が影響を与えているとも考えられる。

①文化活動は活発か

「鎌倉市は、文化活動が活発であり、新たな文化の創造・発信（（例）文化活動への参加と鑑賞の機会の提供など）を行っているまちだと思いますか」

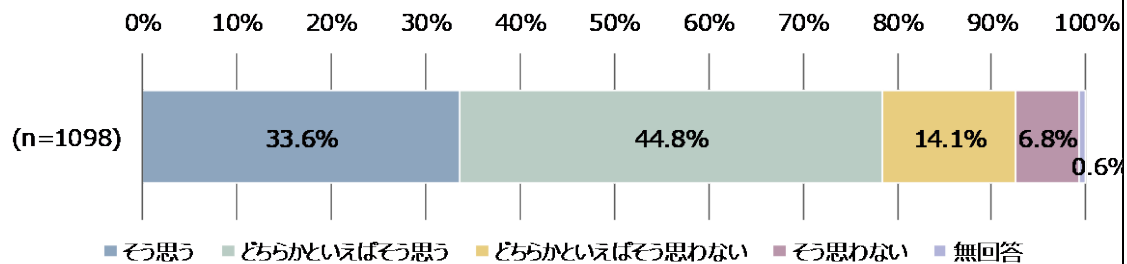


■みどり・都市景観

- ・ 自然・自然的景観の保全、歴史的遺産・伝統文化の保存がされているかという問いに対しては、60 代において肯定的な回答割合が低い傾向があった。
- ・ 歴史的遺産・伝統文化の保存がされているかという問いに対しては、地域別にみると鎌倉地域でやや肯定的な回答割合が低い傾向があった。市政に対する自由意見の内容も鑑みると、観光地としての発展と、歴史的遺産・景観の保存の両立について、課題に感じる市民が存在していると考えられる。

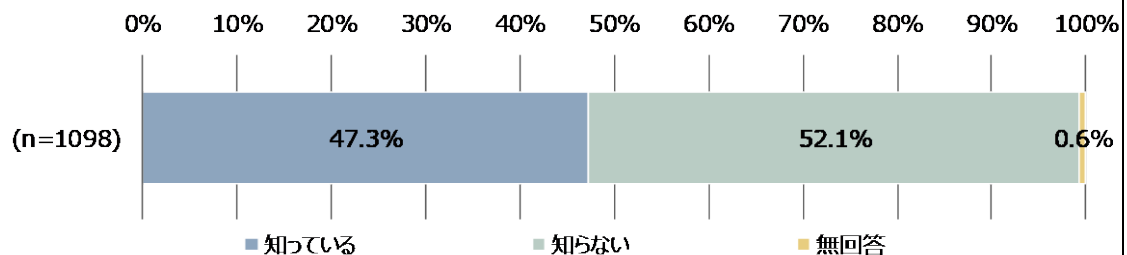
①自然・自然的景観は保全されているか

「鎌倉市は、豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、市民がみどりとふれあえるまちだと思いますか」



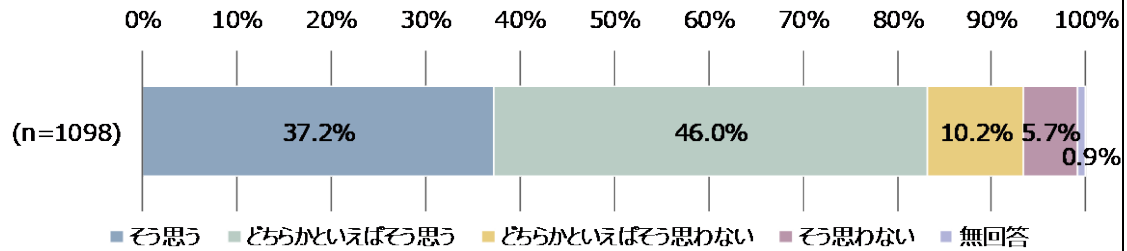
②屋外広告物への制限の認知

「あなたは、鎌倉市では屋外広告物に一定の制限があることを知っていますか」



③歴史的遺産・伝統文化は保存・継承されているか

「鎌倉市は、『豊かな歴史的遺産が大切に保全され、伝統的な文化が保存・継承されているまち』だと思いますか」

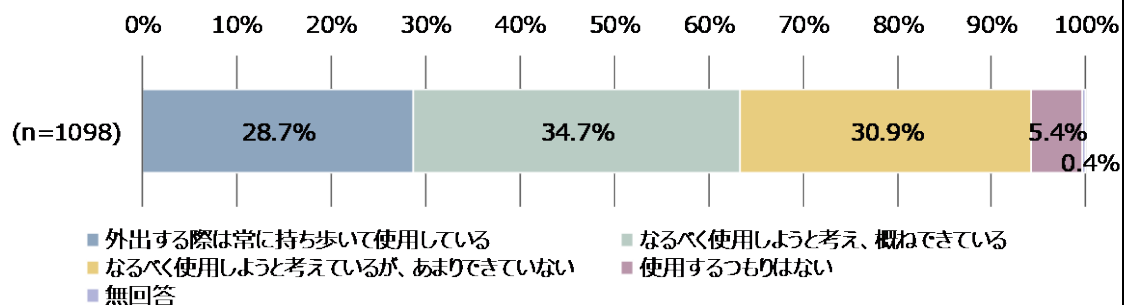


■生活環境

- ・ マイバッグやマイボトルの使用は、年齢が高い世代ほど積極的に行う傾向がみられ、若い世代を中心とした意識啓発が有効であると考えられる。
- ・ まちは綺麗で清潔に保たれているかという問いに対しては、地域別にみると鎌倉地域、大船地域でやや肯定的な回答割合が低い傾向があった。特に鎌倉地域においては、市政に対する自由意見でごみの散乱に対する問題意識が寄せられており、観光地としての環境整備に一層取り組むことが求められる。

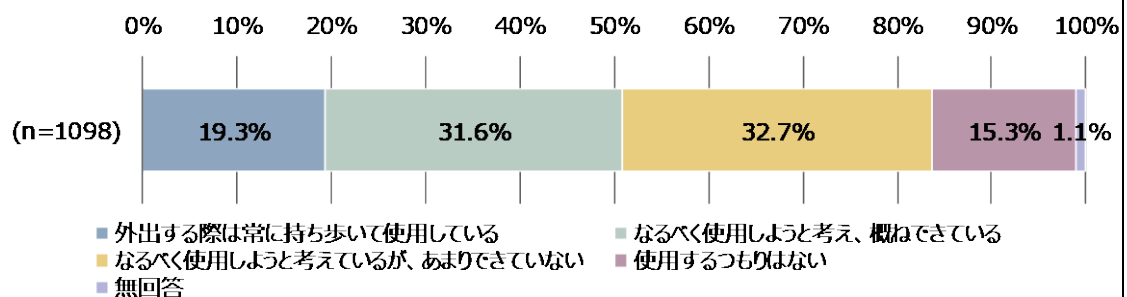
①マイバッグを使用しているか

「あなたは、日頃からレジ袋の代わりにマイバッグを使用していますか」



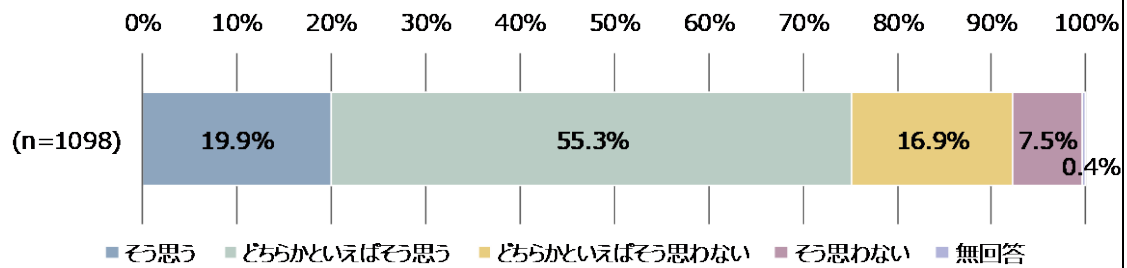
②マイボトルを使用しているか

「あなたは、日頃からマイボトルを使用していますか」



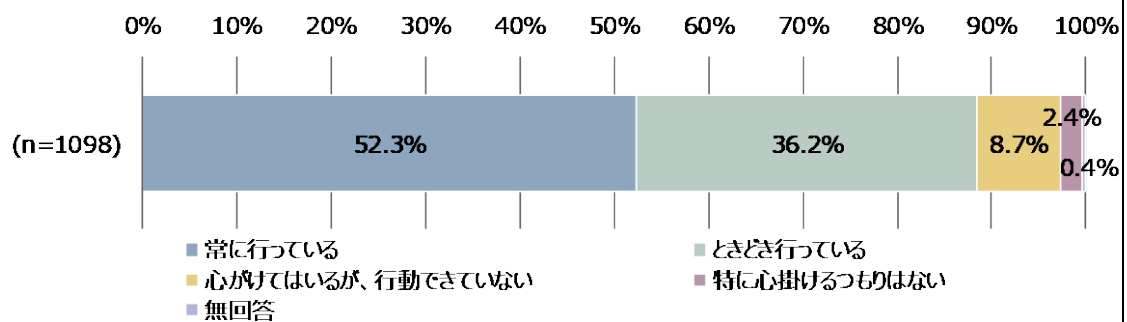
③まちは清潔で快適に保たれているか

「鎌倉市は、ゴミの散乱などがなく、清潔・快適に保たれたまちだと思いますか」



省エネを意識した電力使用を行っているか

「あなたは、照明をこまめに消したり、電球を LED 電球に変えたりするなど、省エネを意識した電力使用を行っていますか」

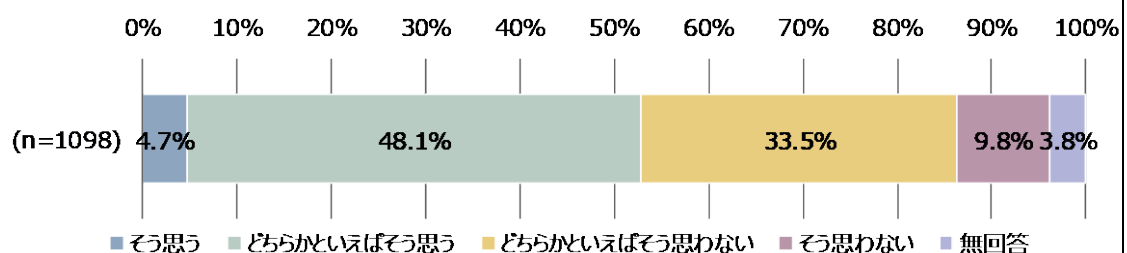


■健康福祉・子育て環境

- ・ 地域で子育てが支えられているかという問いに対しては、子育て中の人が多いと考えられる 30～39 歳で最も肯定的な回答割合が低くなっている。市政に対する自由意見でも、子育てに関する施策の充実が求められるなど、一層の支援を求める人が一定数存在していると考えられる。

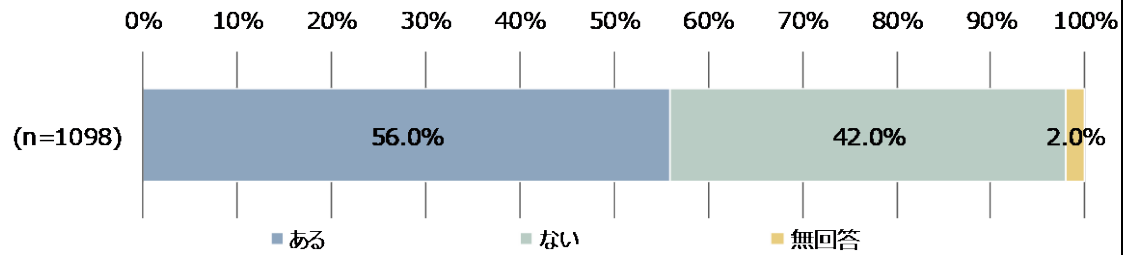
①共生社会は実現しているか

「鎌倉市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、社会に参画することのできる『共生社会』が実現しているまちだと思いますか」



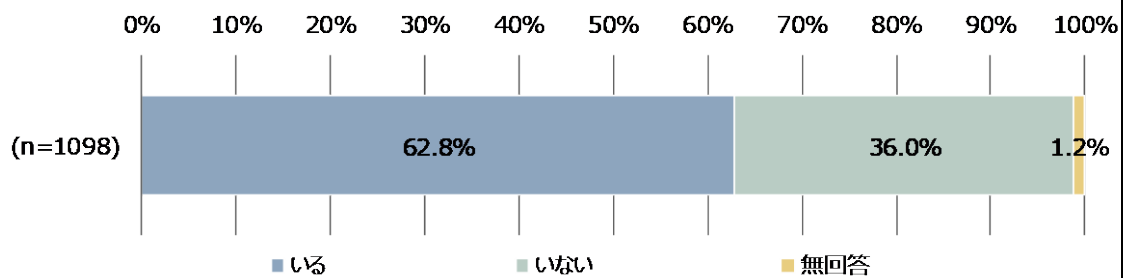
②相談できる人や相談できる場所があるか

「あなたは、ご自身や周囲の生活課題等について、身近なところに相談できる人や相談できる場所がありますか」



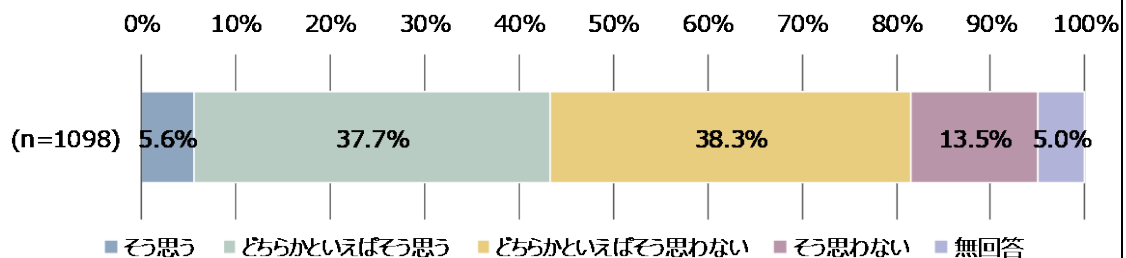
③かかりつけ医がいるか

「あなたには、かかりつけ医がいますか」



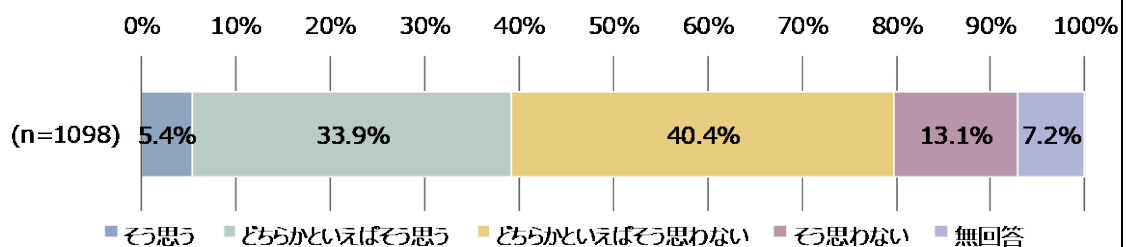
④地域で子育てが支えられているか

「鎌倉市は、地域全体で子育てが支えられているまちだと思いますか」



⑤子育てに関する情報が得やすいか

「鎌倉市は、子育てに関する情報が得やすいまちだと思いますか」

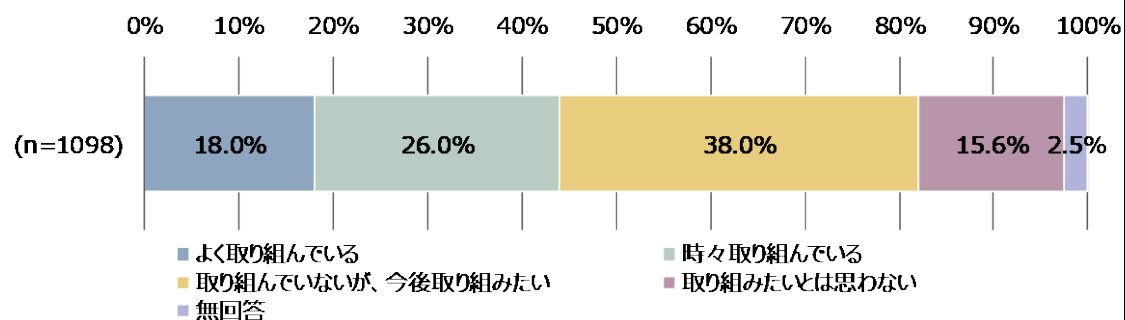


■生涯学習・スポーツへの取組

- 生涯学習活動へは、年齢の高い世代ほど積極的に参加する傾向がみられたほか、定期的な運動に関しても、年齢の高い世代ほど取り組んでいることが分かった。

①生涯学習活動へ参加しているか

「あなたは、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、何らかの生涯学習 に取り組んでいますか」

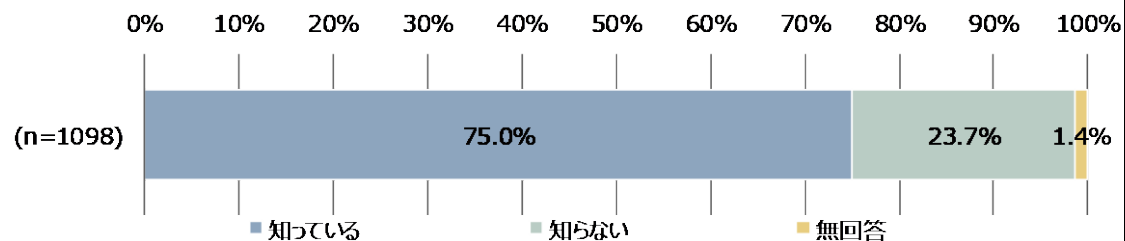


■防災・減災・危機管理

- 地域の自然災害リスクの認知度は、20～29 歳と 75 歳以上でやや低い傾向がみられた。危機管理の観点からも、これらの年代に対する周知に力を入れていくことが必要と考えられる。
- 地域の自然災害リスクの認知度を地域別にみると、大船地域や玉縄地域では鎌倉地域と比較して 10 ポイント近く低い割合となっており、これらの地域格差の改善を行うとともに、地域に合った防災対策を進めていく必要がある。

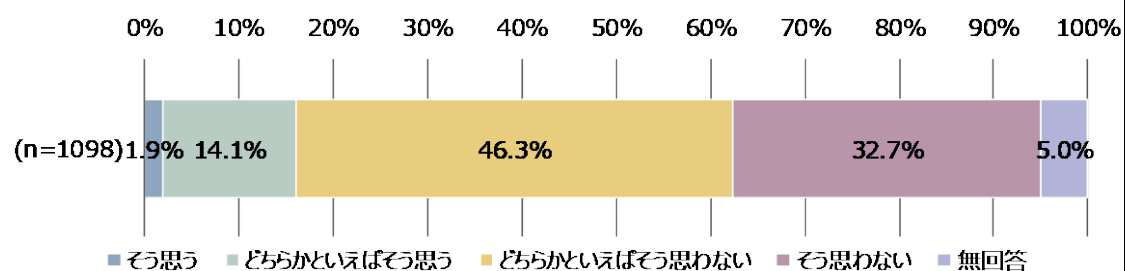
①地域の自然災害リスクの認知

「あなたは、お住まいの地域の自然災害リスクを知っていますか」



②危機に対する取組は適正に行われているか

「鎌倉市は、武力攻撃事態やテロなど、あらゆる危機に対する取組が適切にされているまぢだと思えますか」

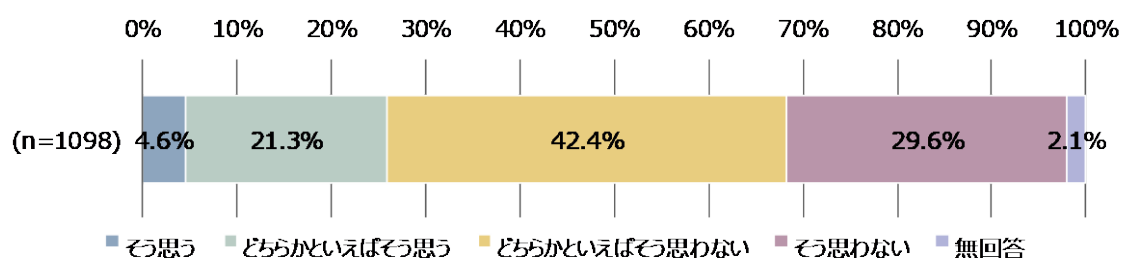


■市街地・交通環境

- 生活しやすい市街地が形成されているか、快適な交通環境が確保されているかという問いに対しては、概ね高い年齢の世代ほど、肯定的な回答割合が低くなっている。高い世代のニーズに配慮し、子どもからお年寄りまで生活しやすい市街地及び交通環境の整備を目指す必要があると考えられる。
- 同じ問いへの回答を地域別にみると、鎌倉地域でやや肯定的な回答割合が低くなっている。市政への自由意見の内容も鑑みると、観光都市と日常生活の両立に課題を感じる市民が多いと考えられる。

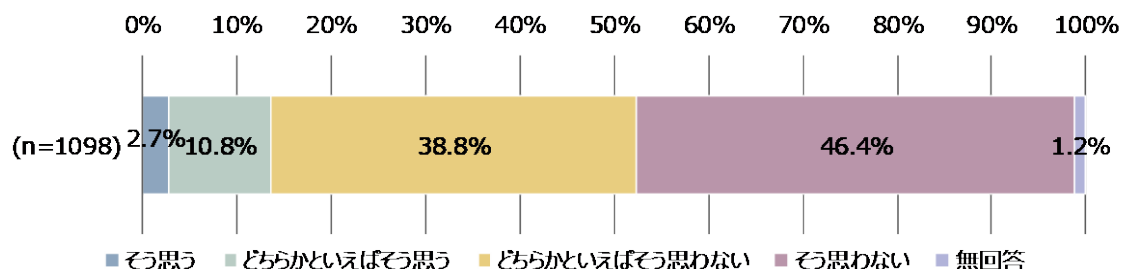
①生活しやすい市街地が形成されているか

「鎌倉市は、まちづくりが計画的に進められ、生活しやすい市街地が形成されているまちだと思いますか」



②快適な交通環境が確保されているか

「鎌倉市は、幹線道路ではスムーズな交通環境が、また、生活道路では安全な歩行空間が、確保されているまちだと思いますか」

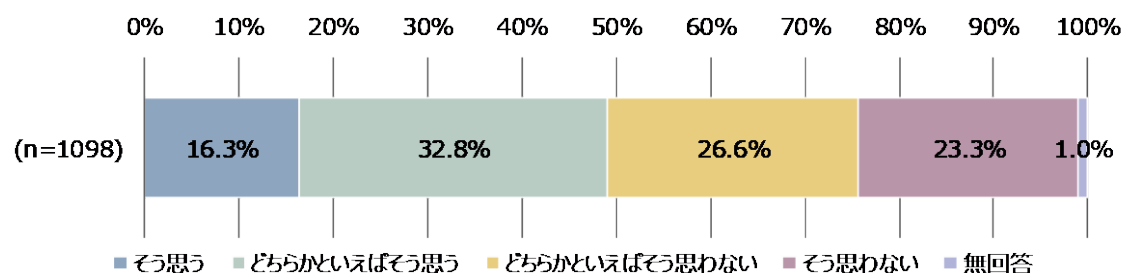


■産業・労働環境・消費生活環境

- 希望している職場に就労しているか、仕事と生活のバランスは取れているかという問いに対しては、30～40代と比較すると、20代ではやや肯定的な回答割合が低い。未就労者の存在にも留意が必要だが、若い世代に向けた支援を充実させることが考えられる。
- 経済・社会・環境に配慮した消費行動を行っているかという問いに対しても、10～20代で肯定的な回答割合がやや低く、若い世代に対する意識啓発を行うことが考えられる。

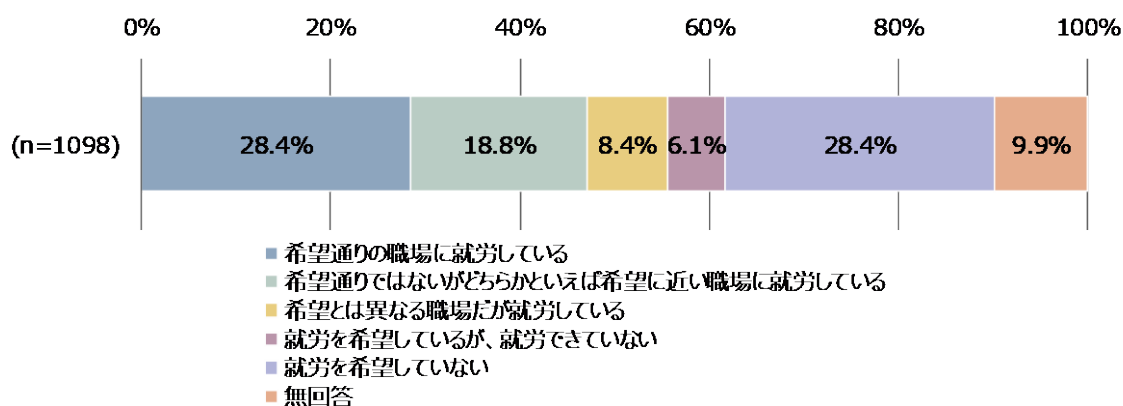
①商店街は魅力的か

「あなたのお住まいの近くの商店街では、あなたにとって便利で魅力的な買い物ができていると思いますか」



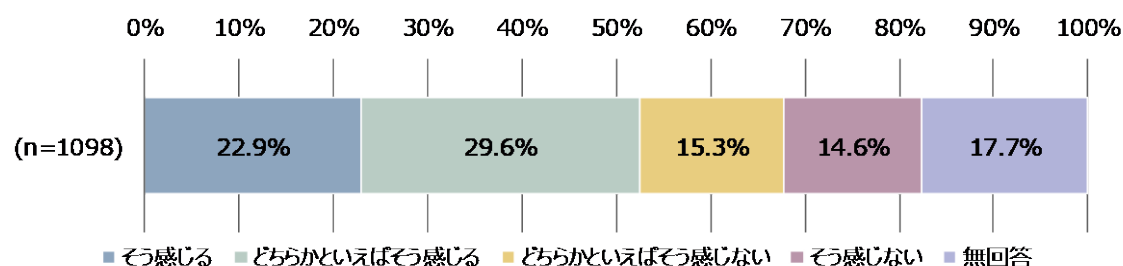
②希望する職場に就労しているか

「あなたは、現在希望する職場に就労していますか」



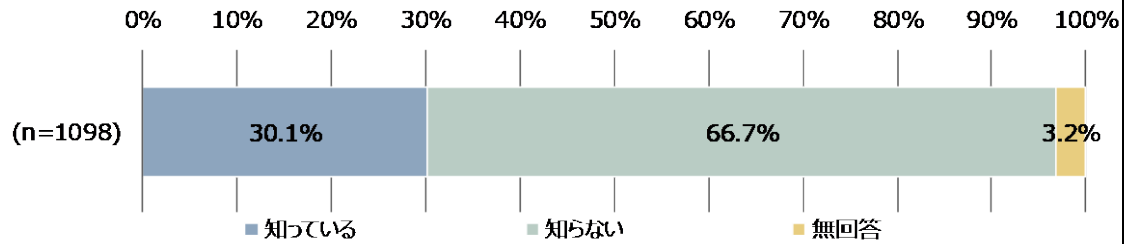
③仕事と生活のバランスは取れているか

「あなたは、現在仕事と生活のバランスが取れていると感じますか」



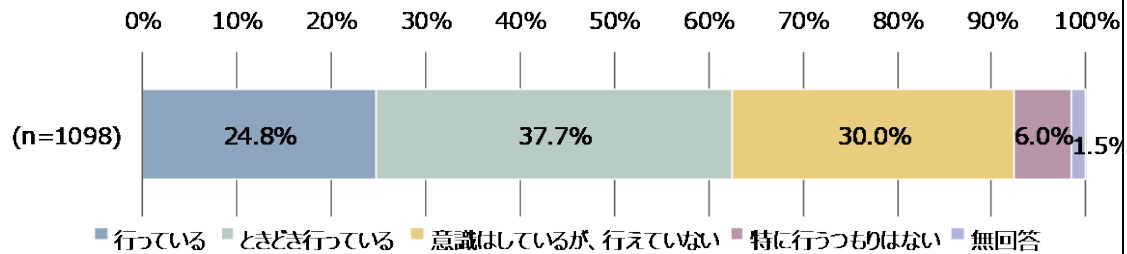
④ サステナブルラベルを知っているか

「あなたは、有機農産物、フェアトレードなど、持続可能な原材料調達や環境・社会的配慮につながる認証ラベルであるサステナブルラベルを知っていますか」



⑤ 経済・社会・環境に配慮した消費行動を行っているか

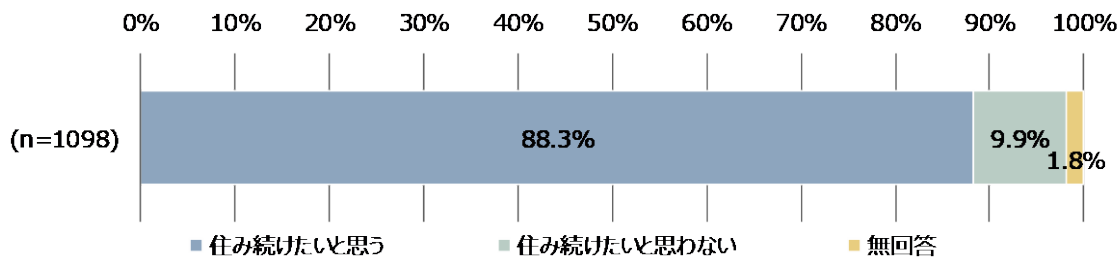
「あなたは、『食品ロス』『省エネ』『エシカル消費』といった問題に関心を持ち、経済・社会・環境に配慮した消費行動を行っていますか」



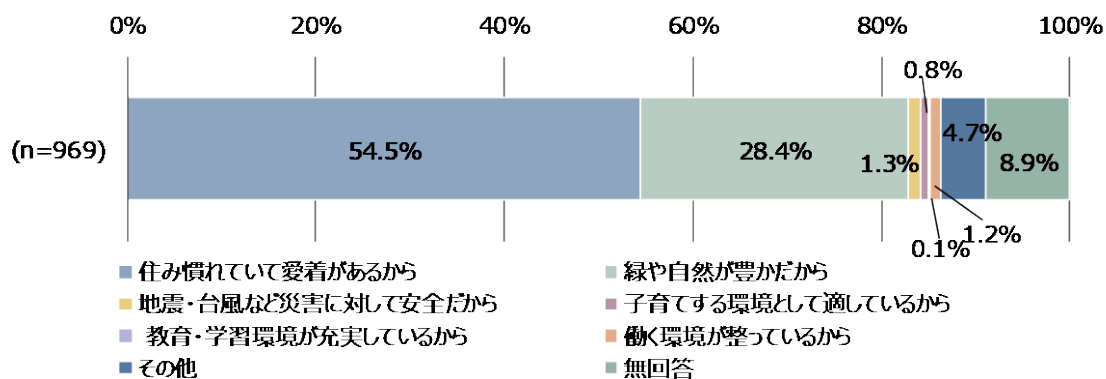
■今後の居留意向

①これからも鎌倉市に住みたいか

「あなたは、これからも鎌倉市に住みたいと思いますか」



②その理由



【自由回答】※「その他」には、以下のような回答がみられた。（一部表現は修正）

- ・ 歴史や文化が豊富だから
- ・ 地域ブランドの価値が保たれているから
- ・ 落ち着いているから、品性を感じるから
- ・ 静かな住環境、生活環境の良さ
- ・ 治安が良いため
- ・ 大船駅前の商店街を気に入っているから
- ・ 交通の便が良いので
- ・ 持ち家があるから
- ・ 家族がいるから
- ・ 職場の近くだから
- ・ 子どものころから住んでおり、友人もいるので
- ・ 子どもが友達と一緒にいられるように
- ・ 他に行くところがないので
- ・ SGD s に配慮しているから
- ・ 犬猫の保護ボランティアの人々が多く、県と共に頑張っているから

／等

■鎌倉市政に関する自由意見(一部抜粋)

鎌倉市政に対する自由意見としては、以下のような回答がみられた。(一部表現は修正)

■ゴミ処理について

- ・ ゴミ処理を他市に委託せず市内に処理場を作ってほしい。
- ・ ゴミを有料化したのはいいが、個別に収集してほしい。
- ・ ゴミ袋が高い。有料でもいいが単価を下げてほしい。
- ・ 小町通りの観光地のゴミの散乱が、非常に多い。

■スポーツ施設について

- ・ もっと健康づくりができる公的施設(ジム、テニスコート、スイミングプールなど)を充実させ、身近な場所で手軽に運動ができる環境を作ってほしい。
- ・ JR跡地に多くの人が運動できるような広場やサッカーグラウンドを作ってほしい。近年、小さな公園で、ボール遊びが禁止されたりしているため、子供達含め、多くの人が気軽に遊べる広場が鎌倉市には少ないように感じる。
- ・ 遊具が充実した公園が増えてほしい。(中央公園に大型アスレチックなど作るとか)

■観光・観光客について

- ・ 観光客を呼び入れようとしているが、むしろ住民の生活がそれによって不自由になっていることが多い。
- ・ 観光客増加に伴う交通環境悪化に対し、根本的な改善策を考えて欲しい。
- ・ 観光の手段としてレンタサイクルがあるが、それに適した道路がない。普段自転車も利用しているが、車、人が多く安全ではない。
- ・ 観光客の食べ歩き用の容器が捨てるところがなく、自販機のゴミ箱などにあふれていたりするのをよく目にします。
- ・ 観光都市として公共トイレが少ないので困っている人が多い。

■鎌倉市の歴史について

- ・ 鎌倉は歴史あるまちなので昔のまち並みや観光地等も鎌倉らしさを残してもらいたい。
- ・ 古都鎌倉らしいまち並みが世代交代のためか、新しい住宅が建ち、商店も都会からの進出した店が出来、本来の鎌倉らしさがだんだん失われているように思います。
- ・ 古き良き鎌倉の風情をちゃんと残してほしい。

■子育てについて

- ・ 子育てしやすいまちかと言われると、0才～6才ぐらいの子供たちが自由に出入りして遊べる場所が少ない。
- ・ 教育費や子供の医療費補助をもっと手厚くしてほしいと思います。
- ・ 子ども会館の閉鎖など子育て政策への対応に不満を感じる。
- ・ もう少し子育てしやすい環境ですとありがたいです。公園や、雨の際あそべる室内アスレチック等が、圧倒的に横浜市や藤沢市に比べて少ない。

■市役所移転について

- ・ 市役所の移転計画については、予算面、又、深沢は浸水の懸念もあることから反対。
- ・ 市役所の移転は構わないが、現在の庁舎の跡地にも手続きができる分庁舎を残してほしい。

■道路・交通について

- ・ 道路の舗装が悪く、ベビーカーを押して歩くのに不便を感じる。
- ・ 歩道がせまく、舗装されていない(完全でない)場所が多い。
- ・ 江ノ電の混雑により日常の生活のしづらさも感じているのがやはり本音。
- ・ 道路の渋滞の緩和をしっかりとできるような道路づくりをしてもらいたい。
- ・ 一部車と自転車の車道が狭く危険な場所があるので、改善してほしい。
- ・ 鎌倉市内の道路が舗装されてない所が多くて、でこぼこが多く車が通る際ガタガタの道路が多すぎる。

■市街地形成について

- ・ オリンピック・パラリンピックを控え、鎌倉駅周辺に公衆トイレが不足している。
- ・ 住宅街に、飲食店が進出して、におい、音など、静かではなくなった。
- ・ 大船駅西口駅前ターミナルの整備を希望いたします。一般車送迎レーンが狭く、家族の送迎や塾の送迎時間帯にはとても神経を使います。

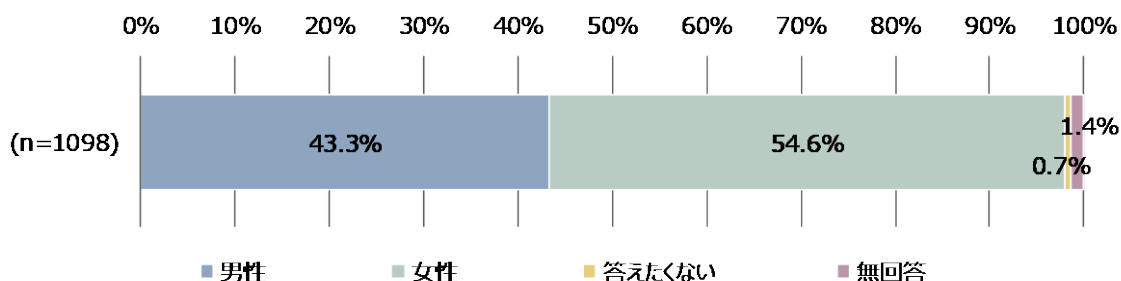
／等

3. 回答者属性

①性別

性別は、女性の割合が 54.6%、男性の割合が 43.3%となっている。

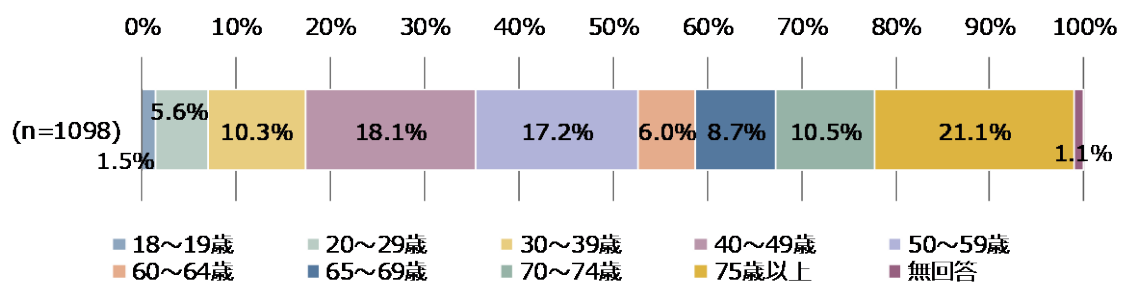
図表 5 性別（単一回答）



②年齢

年齢は、「75 歳以上」の割合が最も高く 21.1%となっている。次いで、「40～49 歳(18.1%)」、「50～59 歳 (17.2%)」となっている。

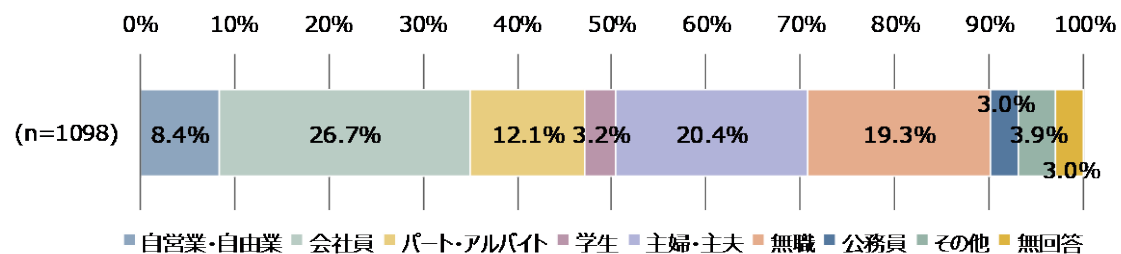
図表 6 年齢（単一回答）



③職業

職業は、「会社員」の割合が最も高く 26.7%となっている。次いで、「主婦・主夫(20.4%)」、「無職 (19.3%)」となっている。

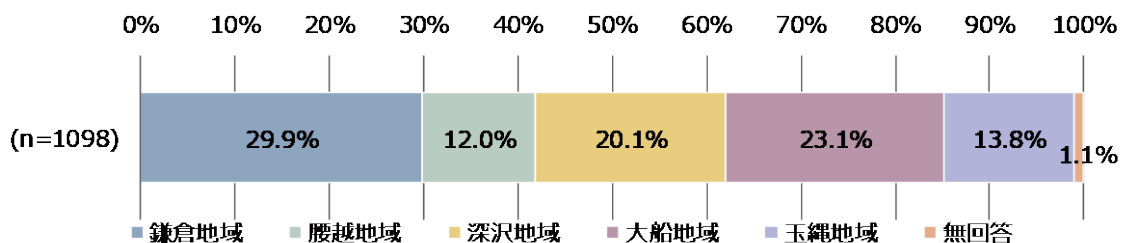
図表 7 職業（単一回答）



④居住地域

居住地域は、「鎌倉地域」の割合が最も高く 29.9%となっている。次いで、「大船地域 (23.1%)」、「深沢地域 (20.1%)」となっている。

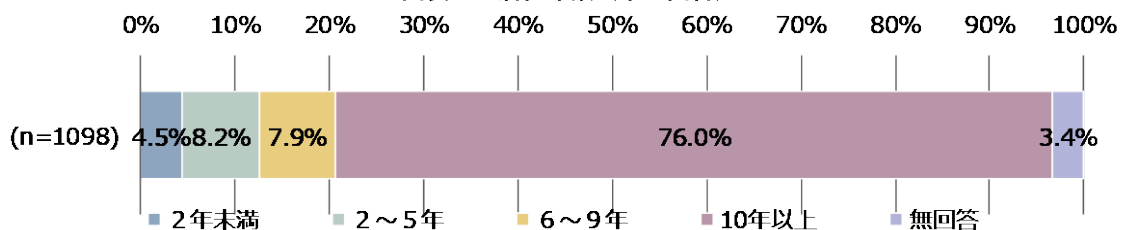
図表 8 居住地域 (単一回答)



⑤居住年数

居住年数は、「10 年以上」の割合が最も高く 76.0%となっている。次いで、「2～5 年 (8.2%)」、「6～9 年 (7.9%)」となっている。

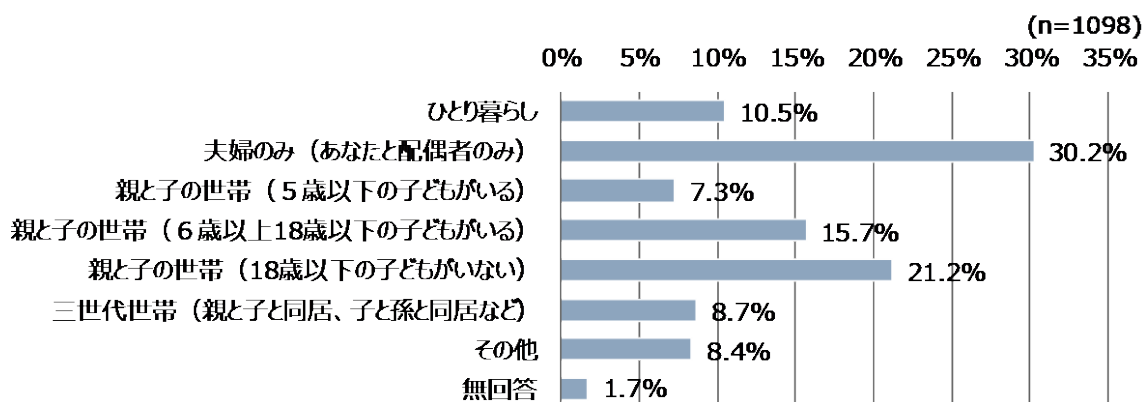
図表 9 居住年数 (単一回答)



⑥家族構成

家族構成は、「夫婦のみ (あなたと配偶者のみ)」の割合が最も高く 30.2%となっている。次いで、「親と子の世帯 (18歳以下の子どもがいない) (21.2%)」、「親と子の世帯 (6歳以上18歳以下の子どもがいる) (15.7%)」となっている。

図表 10 家族構成 (複数回答)



【自由回答】※「その他」には、以下のような回答がみられた。（一部表現は修正）

- ・ 兄弟・姉妹と同居
- ・ 知人との同居
- ・ 親と兄弟夫婦とその子どもと同居
- ・ おじ・おば等の親兄弟と同居
- ・ サービス付き高齢者住宅に入居
- ・ 4世帯家族
- ・ パートナーと同居
- ・ シェアハウスに入居

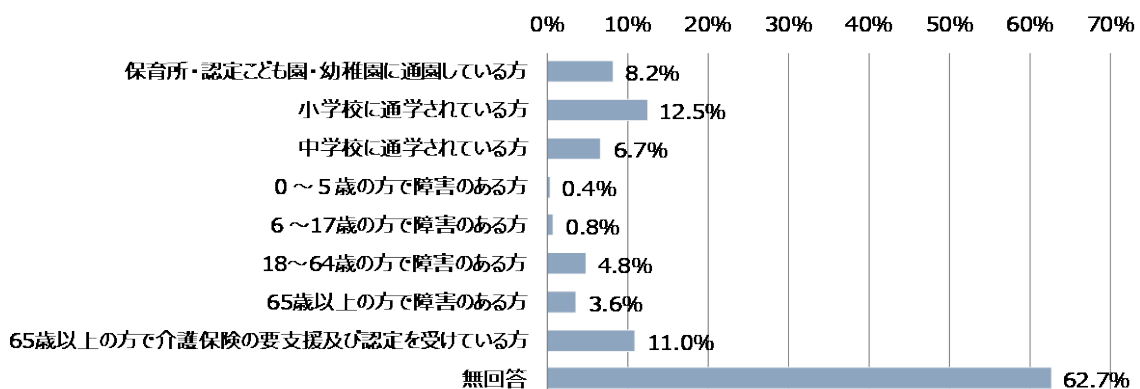
／等

⑦家族構成（義務教育年齢以下の子ども・障害のある方がいるか）

自身、また家族に義務教育年齢以下の子どもや障害のある方がいるか、という問いに対しては、「小学校に通学されている方」がいると回答した割合が最も高く 12.5%となっている。次いで、「65 歳以上の方で介護保険の要支援及び認定を受けている方（11.0%）」、「保育所・認定こども園・幼稚園に通園している方（8.2%）」となっている。

図表 11 家族構成（義務教育年齢以下の子ども・障害のある方がいるか）（複数回答）

(n=1098)



⑧身近に頼れる人がいるか

「同居はしていないが、身近に頼れる方が居住されているか」という問いに対しては、「いる」の割合が 53.6%、「いない」の割合が 39.7%となっている。

図表 12 身近に頼れる人がいるか

